

第7章 オーストラリアの高等教育制度と大学の設置形態

赤井伸郎（大阪大学）・水田健輔（国立大学財務・経営センター）

1. オーストラリアの高等教育機関

オーストラリアの高等教育機関（Higher Education Providers: HEPs）は、高等教育機関への政府財政支援制度を定めた 2003 年高等教育支援法（Higher Education Support Act 2003: HESA2003）の中で、表 7-1 のように分類されている（同法 Part2-1, Division16）。

表 7-1 HESA2003 にもとづくオーストラリアの高等教育機関

区分	機関定義
表 A 該当機関 (Table A Providers) 38 機関	定義：ほぼ公立大学。自己認証機関は無条件で連邦政府の補助対象となる（つまり、連邦議会・州議会の議決による設立法と自己認証機能が必要である）。
表 B 該当機関 (Table B Providers) 3 機関	定義：ほぼ私立大学。政府の優先政策への対応により資金受給資格を有する（ただし、連邦や州の議会議決による設立法がないため、政府資金の受給資格は制限される）。
表 C 該当機関 (Table C Providers) 1 機関	定義：HESA2003 施行時の認証海外大学で 1 機関のみ（カーネギーメロン大学）。

出典：HESA2003

上記は機関補助に関係した区分の取り決めであり、学生支援に関しては表 A～C の機関はもとより、非自己認証機関の一部でも適用される。ここで「自己認証機関（self-accrediting institutions）」とされているのは、ほとんどが大学であり、自大学の提供する教育課程（courses / programmes）について、自ら適格性を保証することができる、つまり外部認証を必要としない機関である。その内訳は表 7-2 のようになっている。

表 7-2 オーストラリアの自己認証高等教育機関

区分	内訳
大学 39 機関	(1) 連邦立大学：1（オーストラリア国立大学）、(2) 州立大学：36、(3) 私立大学：2（ボンド大学・ノートルダム大学）
その他自己認証高等教育機関 3 機関	オーストラリア映画・テレビ・ラジオ学校、先住民第三次教育学士課程機関、メルボルン神学カレッジ
海外大学 1 機関	カーネギーメロン大学

出典：http://www.aqf.wdu.au より

その他に、150 を超える非自己認証高等教育機関（Non Self-Accrediting Higher Education Institutions）が存在する。これらの機関は、連邦または州・準州の認証機関により高等教育機関として登録されるとともに、提供する教育課程すべてについて認証を受ける必要がある。

つまり、機関登録だけでは高等教育機関として活動することはできない。この非自己認証高等教育機関の中心となっているのが、2006年現在で59存在する技術・継続教育機関（Technical and Further Education (TAFE) Institutions）であり、州・準州が所有、運営している。その他に公的資金を受給している1,044の私立の職業教育・訓練機関があり、このTAFEと私立機関をあわせて職業教育・訓練部門（Vocational Education and Training Sector: VET Sector）と分類されている。

なお、表7-3にみられるとおり、学生数については、国内学生、海外留学生とも近年増加傾向にあり、特に留学生の伸びが著しい。また、表A該当の公立大学よりも他の高等教育機関の方が学生数の伸び率が高い。

表 7-3 高等教育学生数の変化（2005～09年度）

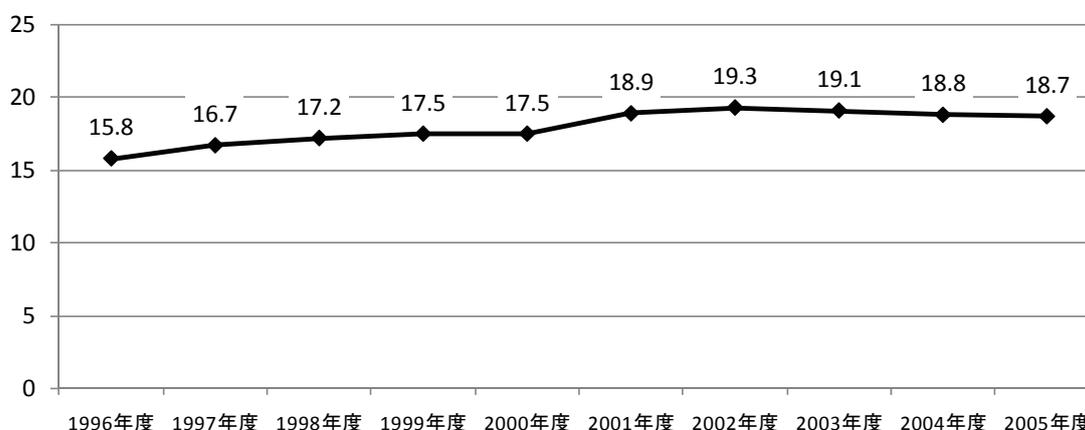
	2004年度	構成比	2005年度	構成比	2006年度	構成比	2007年度	構成比	2008年度	構成比
国内学生	716,438	75.8%	717,682	75.0%	733,352	74.5%	756,747	73.5%	771,932	72.4%
海外留学生	228,539	24.2%	239,495	25.0%	250,794	25.5%	273,099	26.5%	294,163	27.6%
学生数合計	944,977	100.0%	957,177	100.0%	984,146	100.0%	1,029,846	100.0%	1,066,095	100.0%
					公立大学(表A)		976,786	94.8%	1,002,003	94.0%
					私立大学他		53,060	5.2%	64,092	6.0%

元データ：教育雇用労働関係省（DEEWR）ウェブサイトより

<http://www.deewr.gov.au/HigherEducation/Publications/HEStatistics/Publications/Pages/Home.asp>

また、DEST（2007）によると、17～24歳国内人口の高等教育進学率は、図7-1のような経過をたどっており、20%を手前にして全体的に伸び悩んでいる。このような状況に対して、Bradley et al.（2008）は、低社会経済層、僻地住民、原住民の進学率が特に低いことを鑑み、政策目標をともなう進学率向上の提言を行っている（後述）。

図 7-1 オーストラリアの17-24歳国内人口の高等教育進学率（単位：%）



出典：DEST（2007，11）

2. 大学の設置

2-1 設置者と根拠法

オーストラリアの公立大学は、一部の例外を除いて、州法にもとづき設置されている。そして、設置法は州内の大学をすべてカバーする包括法ではなく、機関ごとに個別法が制定されている。ただし、ヴィクトリア州などでは、設置法の統一化（Template）が議論されている。オーストラリア国立大学（Australia National University: ANU）は、オーストラリアで唯一連邦法により設立されている大学である。

全国にキャンパスを持ち、教会の所有するオーストラリア・カトリック大学は、1990年に会社法にもとづきヴィクトリア州で登記され、その後、州法により公立大学の認定を受けるという手続きをとっている。

その他に、非営利の民間法人として設立されたボンド大学とノートルダム大学がある。

2-2 認可手続きプロトコルとガイドライン

2000年に『高等教育認可手続きに関するプロトコル（National Protocols for Higher Education Approval Processes）が、連邦政府・州政府の合同会議である、当時の教育・雇用・訓練・青少年政策大臣会議（Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs: MCEETYA）により合意された。オーストラリアの高等教育機関たる要件を連邦全体で定めたものであり、同国の機関質保証の重要な一要素となっている。その後、2006年7月にプロトコルの改訂が行われ、それと同時に『高等教育認可プロセスガイドライン』（National Guidelines for Higher Education Approval Processes）も定められた。なお、MCEETYAは、2009年7月に改組され、現在は教育・幼年教育・青少年政策大臣会議（Ministerial Council for Education, Early Childhood Development and Youth Affairs）となっている。

まず、このプロトコルの内容についてであるが、基本的には連邦政府または個別州政府が所要の手続きを進めることが定められている。特に高等教育機関を4つに分類し、設立認可の共通必要要件（A）および各類型の要件（B～E）と認可手続きが定められている。

- A：全高等教育機関共通
- B：非自己認証機関
- C：大学外自己認証機関
- D：大学
- E：オーストラリアで業務を行う海外機関

ただし、オーストラリアがこれまでに経験し大学新設は、州政府の意思決定により高等教育カレッジが大学に再編・昇格するケースがほとんどであり、1980年代終わりのドーキンス改革¹⁾による二元制の廃止が進められた後は、機関の新設・改廃・統合などは比較的落ち着いた状況にある。

次にプロトコル（MCEETYA 2007a）により定められた機関共通要件と大学の設立要件を確認する（表7-4および表7-5）。

表 7-4 高等教育機関共通要件

<p>A : 高等教育機関共通要件</p> <p>A1. オーストラリアの法制度により設立された主体である。</p> <p>A2. オーストラリアの高等教育目標に貢献する。</p> <p>A3. 機関内の学術的な取り組みにおいて、自由な知的探求に臨み、また支援することを含む、高等教育の目標を明確に位置づけている。</p> <p>A4. 先端知識とその探求にもとづく教育・学習の機会が提供されている。</p> <p>A5. 機関の目標や学術的目的に即したガバナンス体制、質保証体制、人員体制がとられている。</p> <p>A6. 将来的に持続可能な形でプログラムを提供できるような健全な財政状況と管理体制を保持している。</p> <p>A7. オーストラリア認定フレームワーク (Australian Qualifications Framework: AQF) に即した高等教育学位資格要件を提供できる。</p> <p>A8. 研究生の指導にあたり、熱心な指導と研究活動を行える教員がいる。</p> <p>A9. 学生の効果的な学習に対する十分な支援とインフラを提供する。</p>

出典 : (MCEETYA 2007a, 4-5)

表 7-4 大学特殊要件

<p>D : 大学特殊要件</p> <p>D1. 提供されている課程すべての分野において、教育・学習に対する持続的な発信を行うことの出来る研究文化が根付いている。</p> <p>D2. 新しい知識の創造と独創的な取り組みを、少なくとも研究修士、博士またはそれに順ずる課程において進めることができるような研究を行っている。</p> <p>D3. 自由な探求と知識の体系的な深化に対して、教員、研究者、コースデザイナー、評価者をコミットさせることができる。</p> <p>D4. 大学の価値や目標で支えられ、かつ機関の学術プログラムとの一貫性を担保するような、ガバナンス体制、手続きルール、組織体制、アドミッション・ポリシー、財務手続き、質保証プロセスをとることができる。</p> <p>D5. 特に変更無く「大学」の名称を使用する場合には、(少なくとも3分野以上の研究修士、博士またはそれに準ずる課程で) AQF に即した高等教育学位資格要件を提供でき、また国内外の基準に適した基準の設定が出来る。</p> <p>D6 は「ユニバーシティ・カレッジ」についての D5 の要件、D7 は特殊な大学名称を使用する場合の D5 の要件。</p>
--

出典 : (MCEETYA 2007a, 10-11)

両表にみられるとおり、設立要件の記述は機関の使命遂行とそれに必要な資源・環境の整備に関する定性的かつ包括的な記述であり、その充足の有無は後述の審査プロセスの中で合議的に判断される。要件の中に明記されている「オーストラリア認定フレームワーク」(AQF) は、義務教育終了後の教育課程が満たすべき基準について、連邦全体の統一性を維持するために策定されたものである。MCEETYA における連邦・州・準州からの要請がもとになっており、1995年に MCEETYA の責任のもとに導入された(2000年から全面実施)。内容的には、高等教育(Higher Education)、職業訓練・教育(VET)、後期中等教育(Senior Secondary Education)等に係る

15種類の学位および職業訓練等の修了認定基準が定められている。

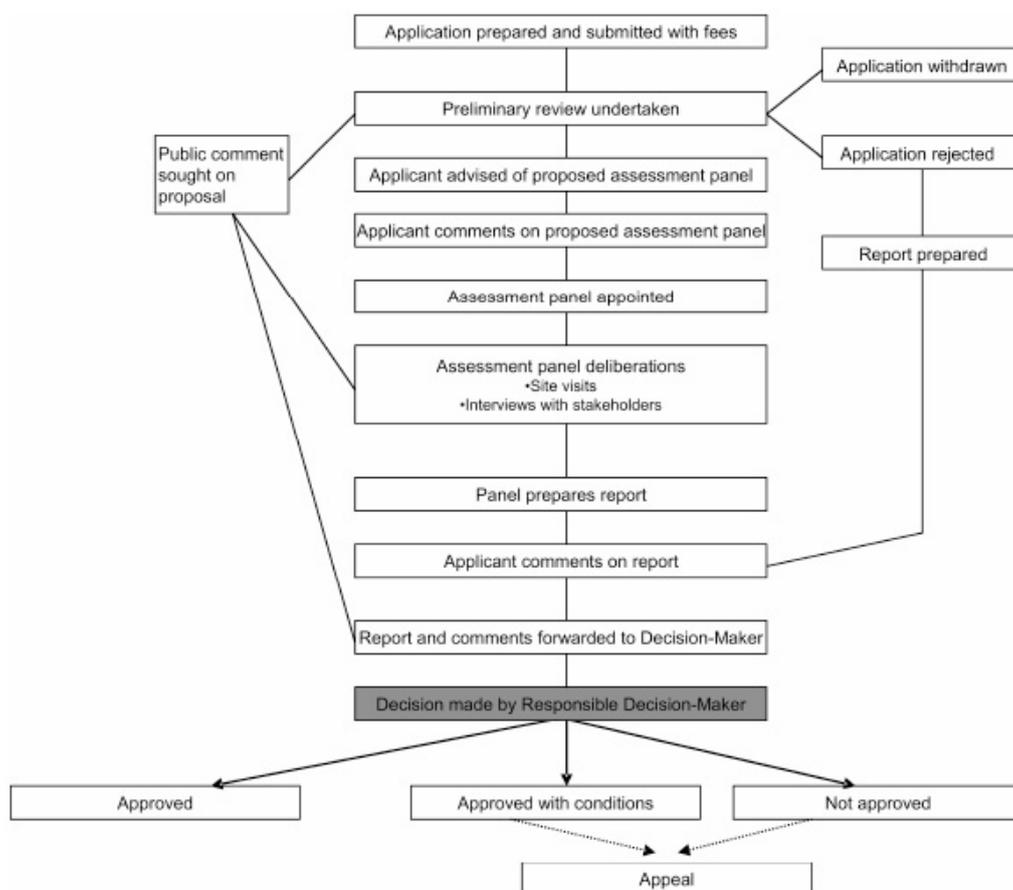
ただし、先述のとおり MCEETYA は 2009 年 7 月に MCEECDYA に改組され、それと同時に新しく第三次教育・雇用大臣会議 (Ministerial Council for Tertiary Education and Employment: MCTEE) が設立されたため、AQF の実質的に管轄するのは MCTEE となり、MCEECDYA は後期中等教育面に限って MCTEE と連携する立場となった。

なお、AQF は、あくまで連邦および州・準州間の政策合意であり、法的強制力を持つものではない。よって、各州・準州が学位授与権や修了認定権を十分な資格を持つ機関に付与する法的責任を負っている。特に大学に関しては、州 (準州) 法にもとづいて、大学自らが学位授与のできる教育課程を認証し、さらに学位授与を行う権利を付与されている。

2-3 設置認可申請の審査プロセス

次に『高等教育認可プロセスガイドライン』にもとづく、大学認可審査プロセスを紹介する (図 7-2)。

図 7-2 大学設置認可申請の審査プロセス



出典：MCEETYA (2007b, 5)

認可申請の審査にあたっては、独立有識者パネルが設置され、そのメンバーの過半数は、オーストラリアの大学で高い業績を持つ学界のリーダーで占められている。そして、審査プロセスはオープンにすることとされ、最終報告前にはパブリック・コメントの募集も行われる（ただし、商業的な守秘事項については、開示しなくても良い）。この認可は海外での活動にも適用され、オーストラリア国外に設置したキャンパス等も国内の基準に則っていることが考慮される。この認可プロセスは、連邦政府あるいは州（準州）政府への申請により開始され、申請先の政府機関から認可を得ることになるが、どの政府機関から認可を受けても、一度認可を受ければ、オーストラリア国内のいずれの地域でも大学として活動することが出来る。

ちなみに、全くの新設（green field）の場合には、認可後5年以内の暫定期間を設けて、パネルと（主に州・準州の）政府認証機関により、新設機関がAQFの学位基準を達成できているかどうかを確認することになっている。また、政府認証機関は、必要に応じて暫定期間中の新設大学の事業遂行を条件整備の面から支援する役目を有する（既存大学による助言・協力のコーディネートなど）。そして、暫定期間の最後に外部品質監査（後述）を実施し、大学レベルのアウトカムを達成しているかどうかを確認される。

なお、こうして設置認可を受けた後、大学は次のような定期・不定期のチェックを受けることが求められている。

- ・ 政府認証機関への年次報告
- ・ 外部品質監査の定期的な実施（AUQA）
- ・ 要件への適合チェックと認可の取消・修正
- ・ 認可の更新（年限は定められていない）
- ・ マーケティングおよび広報資料の正確性審査

3. 諸権限の所在

3-1 学長・役員等の任命権

学長の任命権は、原則として大学にあり、政府は介入できない。また、役員・幹部職員の任命権も同様である（例、メルボルン大学は、学内委員会が任命）。最高意思決定機関である、カウンスル（Council）のメンバー構成は、大学の設置法（通常は州法）により大学ごとに決められている。例えば、メルボルン大学であれば、学長、副学長、プリンシパル、学術評議会議長、教職員選出3人、学生選出2人、州知事およびその任命者6人、州大臣任命者1人、カウンスル任命者6人となっている。このように、カウンスルのメンバーに州政府の任命者が通常入っているため、設置者である政府の影響は一定程度存在する。なお、ヴィクトリア州では、設置法を統一して、カウンスルの構成を簡素化するプランも持ち上がっている。

3-2 教職員の身分・採用・処遇

公立大学は、ANUを除いて州法で設置されているが、教職員の身分は州政府職員ではなく、大学独自の職員となっている。ただし、州政府職員が大学に転籍しているケースがあり、その場合には年金（superannuation）は州政府職員時代の受給権を継承している。なお、採用・処遇の決定もすべて機関レベルでなされている（ただし、連邦の労働法規の適用は当然受けている）。また、賃金・処遇の交渉は、通常組合を通じた団体交渉が行われており、毎年、Enterprise

Agreement が結ばれる。

3-3 学部等組織の新設・改廃

学部等の新設・改廃は、大学の意思決定権限の範囲内となっている。ただし、2009年10月の調査時点では、教育雇用労働関係省（Department of Education, Employment and Workplace Relations: DEEWR）により、学問分野のクラスター別に国内学部生の総数規制を行っている（後述の改革により、この規制は緩和される見通しである）。

ただし、会計士、医師などの職能団体が、技能を持った労働力の供給が過剰にならないように、コースやプログラムの数に影響を与える可能性がある。

3-4 カリキュラム策定権限

コース・プログラムなどの自己認証機能を有している「大学」については、カリキュラム等に関する外部規制は原則存在しない。ただし、自己認証とオーストラリア大学品質機関（AUQA）の外部品質監査に耐えられる内容であることが前提となる。また、3-3で触れた会計士や医療職などの職能団体は、教育課程のあり方に対して一定の発言力も持っており、例えば2010年7月には、保健医療職タスクフォースが設置され、教育課程におけるClinical Standardsの議論が始まる予定である。後に紹介する第三次教育品質・基準機関（TEQSA）も別途同種の基準を準備する予定であり、タスクフォースの議論に影響を及ぼすと考えられている。

3-5 定款と内部規定

定款（Statutes）の改訂には、州議会の議決を要する。その他、内部規定（rules）については、内部手続きで随時改訂が可能である。

3-6 学費の決定権限

学費に関して、まず国内の学部生については、連邦補助金（CGS）の支援学生枠内の学生数に応じて、連邦政府は大学に対しCGSを提供するとともに、学費分は所得連動型返済ローン（HECS-HELP）として別途連邦から大学に措置される。HECS-HELPについては、学生が卒業後、一定以上の所得を得た段階で、税制を通じて政府に返済することになる。こうした財政措置の詳細については、後ほど詳しく紹介する。

よって、連邦政府は学部生に関するCGS（政府負担）と学費（私費負担）の金額とコストシェアリングを完全に統制している。これは、名目学費の水準が大学進学行動に対する重要なシグナルになるため、進学率の向上を目指している連邦政府としては、積極的に関与せざるを得ない訳である。ただし、CGSでカバーしない、支援学生枠外の追加国内学部生については、フルコストを学費として徴収することを前政権まで許していた。この点については、後述のとおり、労働党政権への交代により政策が変わり、大学の裁量でフルコストの学費を国内の学部生から徴収することは出来なくなった。

国内の大学院生については、課程修士（コースワーク）の修士学生については、学費の設定は機関ベースで自由に出来ることになった（ただし、研究修士は自由化されていない）。Ph.Dについては、複雑な規制がかけられており、全く自由化されていない。

つまり、「大学の入口」と「研究者の養成」については、連邦政府の統制下に置かれており、

その他の教育サービス提供は機関ベースで対価を徴収するというポリシーになっている。なお、留学生の学費については、一切規制がなく、フルコストをカバーする水準に設定することが出来る。よって、留学生の受入は、オーストラリアの重要な「輸出産業」となっている。

3-7 収益事業の範囲

基本的に大学が行う収益事業を規制するような取り決めはない。収益事業に対する課税範囲については、ジョイント・ベンチャーなどはフルに課税されるものの、大学構内の活動については原則非課税となっている。

大学が子会社を設立して事業を行った場合には、給与支払税 (Payroll Tax) や固定資産税 (State Land Tax) がかかるが、所得税 (Income Tax) はかからない。このような子会社の例としては、ニューサウスウェールズ大学のマネジメント・スクールが所有するコンファランス・センターの運営などがあげられる。

3-8 資産の所有・売却権限

設立年度が古い大学の土地・建物・構築物などについては、州法でその処分に制限が設けられており、大学の判断のみで自由に売却等を行うことは出来ない。また、補助金で取得した資産についても制限がかかっており、補助金を交付した政府の許可が必要となる。このあたりは、日本の補助金適正化法と同様である。

なお、土地が売却された際に生じた利益については、売却利益課税 (Capital Gain) の対象となるが、1987年以前に取得した土地は課税対象にならないため、実質的にほとんど課税実績はない。また、個別事例を1つあげると、メルボルン大学の敷地のほとんどは州政府所有の crown land をリースしているため、土地売却という発想自体あまりないようであった。

ちなみに、金融資産については、取得、所有、売却に関する規制は一切無い。

3-9 民間資金借入の権限

大学による民間資金の借入については、法令上に明文化された規制は存在しない。ただし、個別の大学へのヒヤリング結果によると、設置主体の許可が必要とされるのが一般的である。例えば、オーストラリア国立大学 (ANU) については、借入の権利は大学にあると設立法に定められているが、実際の手続きでは、連邦の財務大臣の許可を必要とする。州立のメルボルン大学においても、事前に州政府の承認が必要となっている。

ただし、キャンベラ大学は、学内カウンシルの承認をもとに、財務担当役員 (CFO) が借入の指示を出すことができるとのことであった。ちなみに、キャンベラ大学の設置を定めたオーストラリア首都準州 (ACT) の法律は、他の州立大学の設置法に比較して例外的に簡略であり、ほとんど政府の規制らしきものが記述されていない。

4. 高等教育機関に対する統制

4-1 教育雇用労働関係省 (DEEWR) の体制

連邦の高等教育政策については、前政権の教育科学訓練省 (Department of Education, Science and Training: DEST) から改組された教育雇用労働関係省 (DEEWR) により所管されている。同省の高等教育担当部局は5局 100~120人体制で構成されており、機関数や学生数に変

動により配置人数等の変更がなされることはない。

4-2 評価制度

4-2-1 機関評価フレームワーク(IAF)

「機関評価フレームワーク」(Institutional Assessment Framework: IAF)は、2009年に後述のミッション・ベースト・コンパクトが導入されるまで採用されていた機関業績報告のアカウンタビリティ・ツールである(DEEWR & DIISR 2009a)。高等教育支援法(HESA2003)の表Aおよび表B該当の自己認証高等教育機関が報告の対象であり、公的資金の提供に対して十分なアウトプット・アウトカムを供給しているかどうかを報告する内容となっている。フレームワークは、(1)組織の持続可能性、(2)高等教育供給の達成度、(3)アウトカムの品質、(4)法令や教育課程のガイドラインに対する準拠の4要素で構成されている。

IAFで収集されたデータは、別経路で集められている学生、教職員、財務、研究活動のデータを統合されて、各機関の「IAFポートフォリオ」(IAF Portfolio)が毎年作成されている。また、教育雇用労働関係省(DEEWR)とイノベーション・産業・科学・研究省(Department of Innovation, Industry, Science and Research: DIISR)は、2年に一度個別機関を訪問し、業績に関する話し合いを持つことになっている。

4-2-2 ミッション・ベースト・コンパクト

教育雇用労働関係省(DEEWR)とイノベーション・産業・科学・研究省(DIISR)は、2011年からIAFポートフォリオに代わって、ミッション・ベースト・コンパクト(Mission-Based Compacts)と呼ばれる新しい業績アカウンタビリティ・ツールを導入すべく準備を進めている。内容は、国家戦略と一貫性をもった機関ミッションを設定し、アウトカムベースの指標で業績をモニタリングしようとするものである。対象は、IFAと同じくHESA2003表A・表B該当の自己認証機関(≒連邦立大学+州立大学+私立大学)であり、両省から2009年に『ミッション・ベースト・コンパクト 論点整理』(DEEWR & DIISR 2009b)が刊行されている。この論点整理でコンパクトの構成要素としてあげられている項目は、表7-5のようなものである。

表7-5 ミッション・ベースト・コンパクトの構成要素

- | |
|--|
| <p>(1) ミッションの定義と遂行方法</p> <p>(2) 教育・学習コンポーネント：政府の優先政策への貢献方法、業績ファンディングの目標値</p> <p>(3) 研究コンポーネント：研究・研究訓練資金の獲得、政府の優先政策への貢献方法</p> |
|--|

出典：(DEEWR & DIISR 2009b, 2)

2009年10月の現地調査時点では、まだコンパクトの内容や使用方法はほとんど決定しておらず、Group of Eight(オーストラリアの有力研究大学8大学の集まり)から逆にフォーマットや運用方法に関する提案がなされていた(Go8 2009)。また、表7-5にあるとおり、従来の学習教育業績資金(LTPF・後述)に代わり導入が予定されている新しい業績ファンディングに使用される予定だが、ファンディングとの連動方法など詳細は、2010年5月現在で未定となっている。

2010年5月現在で、教育雇用労働関係省(DEEWR)とイノベーション・産業・科学・研究省

(DIISR) の2省とコンパクトの対象大学は、暫定合意 (Interim Agreement for Mission-Based Compacts) を交わしており、この合意をベースにして2010年内に各大学のコンパクトを完成させる予定となっている。

4-3 質保証制度

4-3-1 オーストラリア大学品質機関(AUQA)

オーストラリア大学品質機関 (Australian Universities Quality Agency: AUQA) は、2000年に当時の教育・雇用・訓練・青少年政策大臣会議 (MCEETYA) により設立された独立法人 (会社法による非営利法人) である。その主たる任務は、品質監査 (Quality Audit) と呼ばれる外部質保証チェックをオーストラリアの39大学に対して行うことにある。ただし、この質保証は大学が提供する Courses や Programmes などの教育課程を直接監査するのではなく、自己認証機関たる大学の内部機構に適切な質保証システムが備わっているかどうかを監査する「メタ監査システム」である点に注意が必要である。

2002～07年に、全大学を対象とした「改善システム」に関する第一期品質監査を終了している。この第一期監査に関しては、別途予算の追加措置があり、大学の海外活動に対する監査も実施された。その後、大学に対する政府資金配分額の減少、留学生の増加、プロトコルに対する準拠の低下、私立大学の非協力などに対応するため、2007年から第二期監査を開始している。

4-3-2 第三教育品質・基準機関 (TEQSA)

労働党政権への移行にともない始まった高等教育改革の一環として、連邦統一の強力な規制・評価・認証機関として第三教育品質・基準機関 (Tertiary Education Quality Standards Agency: TEQSA) の設立が2010年夏に向けて準備されている。具体的には、オーストラリア大学品質機関 (AUQA) と各州政府の認証機関 (accreditation agencies) を発展的に統合し、連邦統一の質保証・認証機関とする構想である。TEQSAの具体的な任務としては、以下のような項目が上がっている。

- ・既存の「オーストラリア認定フレームワーク」(AQF) をレビューし、新しい連邦統一の認証基準を策定する。
- ・2011年から本格実施予定のミッション・ベースト・コンパクトにもとづく教育・研究評価について、その評価作業を担当する。
- ・プロトコルや統一基準に対する違反に罰則を与える権限が付与される。

後に労働党政権による高等教育改革で紹介するとおり、今後オーストラリアでは学生定員が撤廃される予定のため、教育の質保証が重要な政策課題となる。TEQSAは、この課題に対して連邦レベルの強力な権限を持ち、最低基準の遵守を保証するために設立されることになる。ただし、2009年10月の訪問調査時には機関の制度設計が完成しておらず、また州の権限を連邦統一機関に委譲する内容については、憲法上の問題が残っているとされていた。

5. 高等教育財政制度

5-1 2008年現在における大学政府間財政制度

5-1-1 高等教育財政規模の概観

連邦政府は、基本的に高等教育支援法（HESA2003）に基づき高等教育機関への財政措置を行っている。中でも、連邦補助金（Commonwealth Grant Scheme: CGS）を介した措置が大部分を占める。2008年度現在、高等教育への政府支出額は総額47億9,120万ドルであったが、その約8割にあたる37億9,160万ドルがCGSによる大学への補助金支出となっている。残りの2割に関しては、CGS以外の助成プログラムに7億6,710万ドル、奨学金プログラムに1億2,230万ドル、資金援助プログラムに1億1,020万ドルが支出されている。また、後述する学生支援制度（HELP）は、間接的な学生への貸付支援であるため、発生主義予算・会計の下では、費用として明示されないが、この資金も実際は、政府から各大学に配布されている。以下では、主要制度の概要を述べる。

5-1-2 連邦補助金(CGS)の概要

CGSは、オーストラリア高等教育機関における学部および、研究を除いた大学院の教育機会・枠（undergraduate and some non-research postgraduate higher education places）を提供するための補助制度である。連邦政府は、有資格の高等教育機関に対し、政府支援枠（Commonwealth Support Places：以下CSPとも表記）の数に応じて財源を配分する。各政府支援枠への配分額は、クラスターごとに分けられた学問領域により異なっている。表7-6は、2008年度におけるクラスター別の連邦政府貢献額を、表7-7は高等教育機関別の政府支援枠の数と配分額をそれぞれ示している。

表7-6 クラスター別連邦政府貢献額(2008年度)

クラスター	学問領域	連邦政府貢献額(\$)
1	法学、会計学、行政学、経済学、商学	1,674
2	人文科学	4,647
3	数学、統計学、行動科学、社会学、教育学 コンピュータ科学、環境構築学、	8,217
4	臨床心理学、保健学、外国語学、視覚・実演芸術学	10,106
5	看護学	11,280
6	工学、科学、測量学	14,363
7	歯科学、医学、獣医学、農学	18,227

出典：DEEWR（2009d）

表 7-7 高等教育機関別の政府支援枠数および配分額

高等教育機関	政府支援枠(EFTSLベース)			
	学部	大学院	合計	CGS合計(\$m)
Avondale College	544	24	568	5.1
Charles Sturt University	10,553	594	11,147	103.2
Macquarie University	10,300	508	10,808	72.1
Southern Cross University	5,699	119	5,818	47.6
The University of New England	6,604	1,167	7,771	62.2
The University of New South Wales	15,815	779	16,594	147.3
University of Newcastle	13,692	218	13,909	129.4
The University of Sydney	21,376	705	22,081	208.4
University of Technology Sydney	12,656	648	13,304	104.2
University of Western Sydney	18,610	1,115	19,725	150.2
University of Wollongong	9,014	349	9,363	80.4
Deakin University	14,144	352	14,496	118.0
La Trobe University	14,112	870	14,982	124.6
Monash University	20,569	1,442	22,011	192.6
Royal Melbourne Institute of Technology	13,224	529	13,753	127.9
Swinburne University of Technology	5,886	25	5,911	49.0
University of Ballarat	3,410	217	3,627	32.5
The University of Melbourne	17,365	1,836	19,202	181.5
Victoria University	9,443	838	10,281	79.0
Tabor College – Victoria	0	15	15	0.1
Central Queensland University	6,107	193	6,300	53.9
Christian Heritage College	155	0	155	1.2
Griffith University	17,800	606	18,406	153.3
James Cook University	8,032	468	8,500	86.2
Queensland University of Technology	19,716	958	20,674	162.7
The University of Queensland	19,612	224	19,836	191.2
University of Southern Queensland	7,581	451	8,031	68.1
University of the Sunshine Coast	3,672	190	3,862	37.8
Curtin University of Technology	13,541	239	13,780	127.4
Edith Cowan University	9,844	804	10,648	89.0
Murdoch University	7,430	215	7,645	66.3
The University of Notre Dame Australia	2,118	6	2,124	22.5
The University of Western Australia	10,593	561	11,154	104.2
Tabor College – Adelaide	150	0	150	1.2
The Flinders University of South Australia	7,953	325	8,278	73.0
The University of Adelaide	9,636	323	9,959	96.0
University of South Australia	13,878	680	14,558	122.9
University of Tasmania	10,516	563	11,079	109.3
Batchelor Institute of Indigenous Tertiary Education	484	14	498	5.2
Charles Darwin University	2,831	261	3,092	31.1
The Australian National University	6,212	163	6,375	52.8
University of Canberra	4,914	533	5,447	41.7
Australian Catholic University	7,212	646	7,858	66.2
Total	413,000	20,771	433,771	3,778.6

出典：DEEWR (2009d)

また、補助対象となる高等教育機関は、連邦政府と財政支援協定を締結する必要がある。協定では各クラスターにおける政府支援枠の数について合意がなされ、高等教育機関は毎年、自

らの教育方針や学生の需要の変化に応じて政府支援枠の再構成を連邦政府に要求することが出来る。2008年度は、43の高等教育機関がCGSに基づく財源措置を受けた。そのうち、12機関は単年度財政支援協定を、残りの31機関は3ヵ年（2008-2010年度）の財政支援協定を締結している。

2008年に、連邦政府により新たな政府支援枠が配分され、看護学に対しては2008年度第2学期からの適用分として90枠を単独で追加、2009年度からの適用分としては合計1,824枠が追加された。2009年度以降適用分の内訳は、看護学に1,134枠、初期幼児教育学に500枠、ジェームズ・クック大学の歯科学に60枠、そしてノートルダム大学の医学部・看護学・教育学に130枠となっている。これらの配分の背後には、看護学と教育学を国家優先分野として位置づけ、積極的に定員を増加しようとする意図がある（この国家優先分野については、表A該当の大学以外にも枠が割り当てられる）。なお、CGSガイドラインによると、以下の点が国家優先事項として明記されている。

- ・教育学・看護学コースを履修する学生数の増加
- ・アヴァンドル・カレッジで教育学を履修する学生支援
- ・ノートルダム大学で教育学・情報通信技術を履修する学生支援
- ・ノートルダム大学で医学を履修する学生支援
- ・ノートルダム大学で学ぶ国内の学生支援

5-1-3 CGS 以外の助成プログラムの概要

CGS以外にも、HESA2003に基づいて多種多様な助成プログラムが設定されている。これらのプログラムはそれぞれ「特定の目的」のもとに整備されており、必要額が有資格の高等教育機関に配分される仕組みとなっている。「特定の目的」とは、例えば公平性や生産性の促進、学習と教育の強化、施設整備、大学の質保証などがあげられる。これら各州の助成金は、HESA 2003に規定された目的に従って支出されている。目的、各種プログラムおよび、2007・2008年度の配分額は、表7-8に示されている。

以下では、具体的なプログラムを幾つか紹介する。まず、公平性という観点からは、高等教育公平性促進プログラム（Higher Education Equity Support Programme）がある。低い社会経済層や過疎地出身の学生、ハンディキャップを持つ学生、あるいは英語を母国語としない学生にも高等教育を享受する機会を均等に与えることを目的とし、性別を原因とした教育格差の是正も支援するとしている。

また、ハンディキャップを持つ学生に対しては、高等教育障害者支援プログラム（Higher Education Disability Support Programme: DSP）という個別プログラムからの支援があり、2008年は63億7,800万ドルの財源が配分された。DSPは、障害を持つ学生への追加支援（Additional Support for Student Disabilities: ASSD）、業績連動障害者支援ファンド（Performance-based Disability Support funding）、教育・訓練におけるオーストラリア障害者情報サイト（Australia Disability Clearinghouse on Education and Training: ADCET）という3つの枠組みから成り立っている。

表 7-8 HESA2003 の規定、各種プログラムの内容および 2007・2008 年度の配分額

項目	助成目的	資格対象	助成プログラム / 助成対象組織	助成プログラム / 助成対象組織 (支出項目における配分額)	
				2007	2008
1.	高等教育を享受する機会のある公平性促進のための助成	Table A providers	<ul style="list-style-type: none"> Higher Education Disability Support Programme Higher Education Equity Support Programme Indigenous Support Programme 	6,735	6,378
2.	高等教育機関の生産性向上のための助成	Table A providers	<ul style="list-style-type: none"> Workplace Reform Programme Workplace Productivity Programme 	11,249	11,474
3.	高等教育における「学習と教育」強化のための助成	Table A providers	<ul style="list-style-type: none"> Learning and Teaching Performance Fund Improving the Practical Component of Teacher Education 	31,645	34,059
4.	Other Grants Guidelinesの項目 4 に規定されている国立教育機関への支援のための助成	Table A providers	<ul style="list-style-type: none"> National Institutes 	47,790	49,102
5.	高等教育機関の資本設備計画への助成	Table A providers and Table B providers	<ul style="list-style-type: none"> Capital Development Pool 	27,793	28,249
6.	高等教育機関の退職年金計画にかかる経費支援のための助成	Table A providers	<ul style="list-style-type: none"> Higher Education Superannuation Program 	83,000	83,395
7.	高等教育機関の研究支援、また研究能力向上のための助成	Table A providers and Table B providers	<ul style="list-style-type: none"> Research Infrastructure Block Grants Institutional Grants Scheme 	177,442	172,605
8.	研究生の育成支援のための助成	Table A providers and Table B providers	<ul style="list-style-type: none"> Research Training Scheme Regional Protection Scheme Commercialisation Training Scheme 	110,688	120,451
8A.	教員の教育にかかる経費支援のための助成	Table A providers, Table B providers, and bodies corporate that are specified in the Other Grant Guidelines for the purpose of this item	<ul style="list-style-type: none"> Research Training Scheme Regional Protection Scheme Commercialisation Training Scheme 	203,907	203,907
9.	高等教育の連携推進のための助成	Table A providers, and bodies corporate that are specified in the Other Grant Guidelines for the purpose of this item	<ul style="list-style-type: none"> Collaboration and Structural Reform Fund 	902,035	611
9A.	多様性と構造的変革推進のための助成	Table A providers, Table B providers that are specified in the Other Grant Guidelines for the purpose of this item	<ul style="list-style-type: none"> Diversity and Structural Adjustment Fund 	573,897	49,379
10.	高等教育機関が利用するインフラ支援のための助成	Table A providers, and bodies corporate that are specified in the Other Grant Guidelines for the purpose of this item	<ul style="list-style-type: none"> Implementation Assistance Programme Australian Scheme for Higher Education Repositories 	2,646	5,486
11.	以下の活動に向けた助成 a) オーストラリアにおける高等教育セクターの品質保証・強化、もしくは、 b) 科学・社会科学、人文科学領域における研究促進と、研究の重要性の理解促進、もしくは、 c) オーストラリア全土における高等教育へのオーフアック学生連帯基金の上層級変更移行期における経費援助のための助成	Table A providers, and bodies corporate that are specified in the Other Grant Guidelines for the purpose of this item	<ul style="list-style-type: none"> The Carrick Institute for Learning and Teaching in Higher Education Australian Awards for University Teaching Australian Universities Quality Agency Australian Learning and Teaching Council Graduate Careers Australia Graduate Skills Assessment Australian and New Zealand Association for the Advancement of Science Youth Conference Learned Academies Federation of Australian Scientific and Technological Societies (FASTS) Council for the Humanities, Arts and Social Sciences Chair in Child Protection-UNISA Open Learning Initiative 	22,234	22,041
12.	高等教育機関が利用するインフラ支援のための助成	Higher education providers to which Commonwealth-supported places have been allocated for any year	<ul style="list-style-type: none"> Grants-in-Aid Transitional Cost Program 	710	623
			<ul style="list-style-type: none"> Grants-in-Aid Transitional Cost Program 	376	361
			<ul style="list-style-type: none"> Grants-in-Aid Transitional Cost Program 	2,022	204
			<ul style="list-style-type: none"> Grants-in-Aid Transitional Cost Program 	1,062	242
			<ul style="list-style-type: none"> Grants-in-Aid Transitional Cost Program 	215	242
			<ul style="list-style-type: none"> Grants-in-Aid Transitional Cost Program 	18	48,399
			<ul style="list-style-type: none"> Grants-in-Aid Transitional Cost Program 	1,746,485	787,066

元データ：HESA2003 および DEWR (2008d, 2009d) を参考に赤井作成。

表7-9 学習教育業績資金 (Learning and Teaching Performance Fund) 大学別配分額 (2007・2008年度)

Learning and Teaching Performance Fund Allocation	University Grant(\$)		Science, computing, engineering architecture and agriculture(\$)		Business, law and economics(\$)		Humanities, arts and education(\$)		Health(\$)		Total(\$)	
	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008
Australian Catholic University	500,000										500,000	
Avondale College												
Batchelor Institute of Indigenous Tertiary Education												
Central Queensland University	1,000,000								461,601		1,461,601	
Charles Darwin University												
Charles Sturt University												
Christian Heritage College												
Curtin University of Technology	500,000	500,000									500,000	500,000
Deakin University	500,000	1,000,000									500,000	1,716,927
Edith Cowan University	500,000	1,000,000	583,416									1,583,416
Griffith University	500,000											
James Cook University	500,000											
La Trobe University	1,000,000	500,000										
Macquarie University	1,000,000											
Monash University	1,000,000	1,000,000	3,116,1023		2,764,288							
Murdoch University	1,000,000	1,000,000	837,669		688,881							
Queensland University of Technology												
Royal Melbourne Institute of Technology	500,000											
Southern Cross University	50,000	1,000,000	324,867		886,664							
Swinburne University of Technology	1,000,000	1,000,000	1,151,933		754,322							
Tabor College - Adelaide												
Tabor College - Victoria												
The Australian National University	1,000,000	1,000,000	820,701	855,404	954,380	967,588						
The Flinders University of South Australia	1,000,000	500,000										
The University of Adelaide	1,000,000	500,000										
The University of Melbourne	1,000,000	1,000,000	2,581,987	2,687,161	2,352,842	2,529,841						
The University of New England	1,000,000	1,000,000	506,575	520,605								
The University of New South Wales	1,000,000	1,000,000	2,066,583	3,216,530	1,972,497	2,235,795						
The University of Notre Dame Australia												
The University of Queensland	1,000,000	500,000	1,885,309		1,427,294							
The University of Sydney	1,000,000	1,000,000	2,195,187		1,382,872	1,465,114						
The University of Western Australia	1,000,000	1,000,000	1,878,135	1,379,222	836,014	920,553						
University of Ballarat	1,000,000	1,000,000										
University of Canberra	1,000,000	1,000,000			658,602	763,378						
University of Newcastle												
University of South Australia	1,000,000	1,000,000	1,434,054	1,445,248	660,251							
University of Southern Queensland	1,000,000	1,000,000	2,183,156	2,372,082	2,372,294	2,951,846						
University of Technology Sydney	500,000	1,000,000			192,524							
University of the Sunshine Coast												
University of Western Sydney	1,000,000	1,000,000										
University of Wollongong	1,000,000	1,000,000	1,557,387	1,613,524	1,482,477	1,548,667						
Victoria University	1,000,000											
Total	25,050,000	20,500,000	15,751,556	21,506,202	14,365,923	19,329,712	22,669,505	18,015,200	4,712,992	3,326,961	82,546,976	83,395,002

注：網掛け部分は、公表資料のデータのミスにより合計額が一致しない部分である。

元データ：HESA2003およびDEEWR (2008d, 2009d) を参考に赤井作成。

ASSD の枠組みでは、各高等教育機関に対し、障害を持つ学生への教育支援サービスや設備整備費について資金援助が実施され、2008 年度は約 510 万ドルの財源が配分された。次に、業績連動障害者支援ファンドは、障害を持つ学生に対するさらに一歩進んだ積極的支援が評価される高等教育機関へ向けて配分される。具体的には、ハンディキャップを持つ学生の定着度や実績、入学数などを判断基準として配分額が決定され、2008 年度は約 130 万ドルが配分された。高等教育障害者支援プログラムの最後の枠組みは、ACDET に対するファンディングである。このウェブサイトは、障害を持つ人々への包括的な学習・教育訓練を促進させる情報源を整理・提供する目的で作成され、現在タスマニア大学によって管理されている。

次に、学習と教育の強化に向けて、学習教育業績資金 (Learning and Teaching Performance Fund : LTPF) がある。これは、各高等教育機関の学部の教育環境が優れていると評価されるところに助成するものである。具体的には、連邦政府が統計調査やアンケート調査を行い、学生の卒業数や実績、学生の満足度などを評価指標として算出し配分額が決定される。2008 年度は、23 の大学に 8,340 万ドルがファンディングされた。2007 及び 2008 年度の配分額は、表 7-9 に示すとおりである。ただし、新政権の発足に伴い、この制度は廃止され、より発展した新しい業績ファンディングが 2012 年度より導入される予定である。

最後に、大学ではなく、外郭の機関 (Agency) に配分される額もある。たとえば、オーストラリア高等教育の質保証機関として、先に紹介した AUQA がある。AUQA の所有主体、また中心的な運営資金の提供主体は連邦政府と州・準州の大臣である。ただし、政府や高等教育セクターとは独立して運営されている。運営資金は 50%が連邦政府から、残りの 50%が州・準州の大臣から提供され、高等教育機関／認定機関も監査に際して費用負担する。2008 年度の配分額は、120 万ドルである。

5-1-4 学生支援制度の概要

オーストラリア国民やニュージーランド国民、オーストラリア永住ビザ保有者は、「国内学生」として区分される。1989 年以降、連邦政府の高等教育支援対象となるオーストラリア学生は、高等教育費用負担制度 (Higher Education Contribution Scheme : HECS) を通じて自らの高等教育費用の一部を負担してきた。HECS とは、学生が負担する高等教育費用の一部を、卒業後、本人の所得に応じて段階的に返済することが出来る費用後払いシステムである。2005 年以降、連邦政府の支援対象である HECS 枠は新たに政府支援枠 (CSP) と名称を変え、従来の HECS に代わって高等教育ローンプログラム (Higher Education Loan Programme : 以下 HELP と表記) という制度が設けられた。この HELP には、HECS-HELP、FEE-HELP、OS-HELP の 3 種類があり、HECS-HELP が従来の HECS のシステムを引き継ぐ形となっている。各 HELP の内容については以下で解説する。

1989 年から 2008 年 6 月 30 日現在までの間、およそ 230 万の学生が連邦政府の後払いシステムの利用により高等教育を享受する機会を得ており、これらの学生に対して組まれたローンは総額 221 億ドル以上に及ぶ。卒業後、ローンを返済した学生は約 96 万 3 千人であり、平均償還期間は 7.6 年となっている。

5-1-4-1 学生貢献額 (Student Contributions)

政府支援枠として適正と認められた学生は、政府支援学生 (Commonwealth Supported Student)

となるが、以下の2つの要件が必要となる。第一は、国内学生であること、第二は、基準以上の学生学習権 (Student Learning Entitlement : SLE) の保有者であることである。SLE については節を改めて後述する。政府支援学生は、高等教育費のうち学生貢献分 (Student Contribution) を負担する。連邦政府は CGS を通じて、高等教育機関の各政府支援枠に対して政府貢献分 (Commonwealth Contribution) を負担する。なお、2008年度の政府支援学生は440,900人以上であり、そのうち20,600人が政府支援大学院生となっている。

従来の HECS では、学生貢献額は連邦政府により一律に設定されていた。しかし2005年以降、各高等教育機関は自らの裁量により、連邦政府の規定範囲内で学生貢献額を設定することが可能となった。年間の学生貢献上限額は、物価スライド制により毎年調整される。表7-10は、2008年度における学生貢献区分 (バンドと呼ばれる) と学生貢献額の範囲を示したものである。

表7-10 学生貢献区分 (バンド) と学生貢献額範囲 (2008年度)

学生貢献区分		学生貢献額範囲		
		2008/1/1以降に履修開始した学生対象	1997/1/1以降に履修開始した従来の HECS学生対象	1997/1/1以前に履修開始した従来の HECS学生対象
区分3	(法学、歯科学、医学、獣医学、会計学、行政学、経済学、商学)	\$0-\$8,499	\$0-\$6,798	\$0-\$3,061
		\$0-\$8,499	\$0-\$5,807	\$0-\$3,061
区分2	(数学、統計学、コンピュータ科学、環境構築学、保健学、工学、科学、測量学、農学)	\$0-\$7,260	\$0-\$5,807	\$0-\$3,061
区分1	(人文科学、行動科学、社会学、外国語学、視覚・実演芸術学)	\$0-\$5,095	\$0-\$4,077	\$0-\$3,061
国家優先分野	(教育学・看護学)	\$0-\$4,077	\$0-\$4,077	\$0-\$3,061

出典：DEEWR (2009d)

この表をもとに、学生貢献額を決定する具体例を示す。例えば、学士課程の看護学コースに入学し、このコースには「科学」と「看護学」にそれぞれ分類される科目があるとする。この場合、高等教育機関は、「科学」分類科目には「区分2」の範囲内で、「看護学」分類科目には「国家優先分野」の範囲内で、学生貢献分の金額を決定できることになる。

図7-3 Jenny のケース



出典：Information for Commonwealth Supported Students 2008

学生貢献額はまた、各コースの科目に設けられているフルタイム換算学習量 (Equivalent full-time Student Load: EFTSL) にも依存する。例えば、Jenny (仮名) は2008年に学士課程の人文科学コースに入学し、History A01の科目を履修するとする。彼女の大学は、History A01に対する学生貢献額を1EFTSLあたり\$4,000に設定している。なお、この科目のEFTSLは0.125

である。この場合、Jenny が負担する History A01 の学生貢献額は以下の式より \$500 と算出される (図 7-3)。

5-1-4-2 学生学習権 (Student Learning Entitlement: SLE)

2005 年 1 月より、全てのオーストラリア国民、ニュージーランド国民、永住ビザ保有者は学生学習権 (Student Learning Entitlement: SLE) が付与され、政府支援学生としてフルタイムで 7 年間の就学が認められるようになった。SLE は EFTSL をベースとする。高等教育機関は、各履修コースにおいて、1 年間で必要となる SLE がほぼ 1EFTSL となるように、科目ごとの SLE を設定する。SLE には、「通常 (Ordinary) SLE」「追加 (Additional) SLE」「生涯 (Lifelong) SLE」があり、政府支援学生として履修コースの科目を登録するごとに、各科目に定められた SLE 分を手持ちの SLE から消費していくことになる。政府支援学生としてコース履修するためには、学生は当該コースの EFTSL を上回るだけの SLE を保有している必要がある。

ここで、3 種類の SLE の内容を簡単に述べる。「通常 SLE」とは、全ての有資格者に付与される 7EFTSL の SLE のことである。フルタイムの政府支援学生として、7 年間の学習資格となる。「追加 SLE」とは、フルタイムで修了までに最低 6 年かかる学部コースや大学院課程に所属する有資格者に、追加的に付与される 6EFTSL の SLE のことである。最後に「生涯 SLE」とは、生涯学習推進のため有資格者に付与される 1EFTSL の SLE である。2005 年 1 月時点で 20 歳以上の場合、2012 年以降 0.25EFTSL の生涯 SLE が毎年 1 月に追加付与され、2005 年 1 月時点で 20 歳未満の場合は、27 歳の誕生日を迎える年の 1 月より 0.25EFTSL の生涯 SLE が毎年付与される。

実際に、どのように SLE が消費されていくのか、具体例を紹介する。Omar (仮名) は、ある履修コースの A 科目を登録したいとし、A 科目は 0.125EFTSL であるとする。登録時、Omar の保有 SLE は 1.025EFTSL であった。彼はこれまでの学習で 6.975EFTSL を既に消費したため、彼の通常 SLE は 0.025EFTSL ($7 - 6.975 = 0.025$) である。このままでは、彼の保有 SLE よりも A 科目の EFTSL の方が多いため ($0.025 < 0.125$)、Omar は A 科目を政府支援学生としては登録出来ない。しかし、A 科目が設定されているコースには、1EFTSL の追加 SLE が付与されることになっている。従って、Omar の保有 SLE は通常 SLE と追加 SLE を合計して 1.025EFTSL となる。この時点で、Omar は A 科目に割り当てられている EFTSL 以上の SLE を保有しているため ($1.025 > 0.125$)、A 科目を政府支援学生として登録することが出来る。A 科目を履修すると、Omar の通常 SLE はゼロになり、追加 SLE を 0.1EFTSL 消費したことになる。

5-1-4-3 高等教育ローンプログラム (Higher Education Loan Programme: HELP)

前述したように、有資格の学生は、学生負担費用のローン制度である HELP が利用可能である。連邦政府は HELP ローンを各高等教育機関に直接支払う。HELP ローンを組んだ学生は、卒業後、年間所得が一定以上に達した時に初めて返済義務が生じる。返済義務が生じる所得の最低水準は、2008 年度で \$41,595 である。学生は HELP 債務を自主的に返済することも可能であり、\$500 以上の自主的返済の場合は 10% のボーナスが得られる。表 7-11 に示されるように、HELP には、3 つの種類が存在する。

表 7-11 HELP の種類

HELPの種類	対象学生
HECS-HELP	政府支援学生
FEE-HELP	国内の授業料徴収学生
OS-HELP	海外で学ぶ政府支援学生

注. 赤井作成

HECS-HELP とは、政府支援学生の学生貢献分に対するローンである。返済は無利子かつ所得累進制となっている。学生貢献分を全額、もしくは\$500 以上前納する場合は、20%の割引適用が受けられる。2005 年以前の HECS 制度においては、この割引率は 25%であった。2008 年時点で、政府支援学生のうち 79.3%が、学生貢献分の全額もしくは一部に HECS-HELP を利用し、学生貢献額のローンを組んでいる。18.3%は HECS-HELP の割引適用を利用し、学生貢献額を前納している。残りの 2.4%は HECS-HELP を利用せず、学生貢献額を前納している。

FEE-HELP とは、授業料負担義務のある非政府支援学生のうち、国内学生の授業料全額または一部に対するローンである。2008 年 1 月 1 日より、FEE-HELP の対象となるローンの上限額は \$81,600 となった。ただし、医学、歯科学、獣医学は例外であり、上限額は \$102,000 となっている。また、FEE-HELP を組む際は、学部コースの場合 20%の FEE-HELP ローン手数料が掛かる。2008 年に HESA2003 の表 A・表 B 該当機関に所属する国内の学部生の 66.3%が、授業料全額もしくは一部に FEE-HELP を利用している。一方で、大学院コースには、FEE-HELP 手数料は掛からない。2008 年に HESA2003 の表 A・表 B 該当機関に所属する国内の大学院生の 46.4%が、授業料全額または一部に FEE-HELP を利用している。

最後に OS-HELP とは、政府支援学生（学部生）が海外で学習する場合の、旅費・宿泊費・その他の留学経費に対するローンである。これは、海外で学ぶオーストラリア大学生を増加させる目的で設置された。2008 年、有資格者は 6 ヶ月単位 \$5,299 のローンを就学期間中で 1 または 2 単位利用することが出来た。FEE-HELP 同様、OS-HELP にも 20%のローン手数料が掛かっていたが、2010 年 1 月より、この 20%の手数料は廃止された。

5-1-4-4 支払方法

前述のように、連邦政府は HELP ローン支出金を学生ではなく高等教育機関に支払う。表 7-12 は、学生がそれぞれ HECS-HELP、FEE-HELP、OS-HELP を組んだ場合に、政府が高等教育機関に支払う金額を示す。なお、HECS-HELP の場合は、学生貢献分を全額あるいは \$500 以上を前納した学生に対する割引総額も含まれる。

各高等教育機関へは当概年における支払い可能推定総額をもとに支払われ、実際の支払可能総額が判明した時に、支払額の調整措置がとられる。仮に実際の総額が推定額と異なる場合、調整分の金額は翌年の支払に繰り越される仕組みとなっている。

表 7-12 高等教育機関への HELP ローン支払金額

高等教育機関へのHELPローン支払金額 a)	2007 \$m	2008 \$m
HECS-HELPローン	1,895	2,062
FEE-HELPローン	538	625
OS-HELPローン	9	14
HELPローン総額	2,442	2,701
HECS-HELP割引総額	99	104
高等教育機関への支払金総額	2,541	2,805
学生貢献分の前納金額 b)	454	484
a)2007・2008年の金額とも、高等教育機関に支払われた実額を示しており、2009年7月3日以前に行われた調整措置を反映している。		
b)この金額は、ディスカウント対象・対象外の学生による前納額の合計である。		

5-1-4-5 返済方法

前述のように、各種 HELP ローンを組んだ学生は卒業後、年間所得が一定以上に達した時に初めて返済義務が生じる。返済義務が生じる所得の最低水準は毎年調整され、2007 年度では \$39,824、2008 年度では \$41,595、2009 年度では \$43,150 となっている。

表 7-13 2008 年度における HELP ローン返済所得範囲と返済率

返済所得の範囲	返済率(%) (返済所得に占める割合)
\$41,595未満	Nil
\$41,595-\$46,333	4%
\$46,333-\$51,070	4.5%
\$51,071-\$53,754	5%
\$53,755-\$57,782	5.5%
\$57,783-\$62,579	6%
\$62,589-\$65,873	6.5%
\$65,874-\$72,492	7%
\$72,493-\$77,247	7.5%
\$77,248以上	8%

出典：DEEWR (2009d)

表 7-13 は 2008 年度における HELP ローン返済の所得範囲と返済率を示す。つまり、年間所得が増加すればするほど、ローン返済額も増加する仕組みである。所得という形で教育の成果を挙げた者から返済を求める意図があるが、努力して収入を得ても徴収されることになるため、ディスインセンティブの問題が生じる可能性もある。なお、ローン返済額を決める所得は学生本人のものに限られ、保護者や配偶者の所得は関係しない。

ローン返済所得の算出について、一例を挙げる。Joshua (仮名) の 2007 年度における課税所得は \$40,420 であった。納税申告書にはレンタルロスの \$1,250、諸手当総額の \$3,560、免税対象となる海外給与所得の \$2,580 を記載している。この場合 Joshua のローン返済所得は、\$40,420 + \$1,250 + \$3,560 + \$2,580 = \$47,810 であり、Joshua のローン返済義務額は、\$47,810 × 4.5% = \$2,151.45 となる。

5-1-4-6 HELP ローン返済状況

2008年6月30日時点で、131万人がHELP負債を抱えている。負債総額は160億ドルであり、1人あたり平均負債額は\$12,000である。表7-14は、HELP負債残高別に、負債を抱える人数を整理したものである。また、表7-15は、1989年度から2008年度までの間のHELP負債累積残高を示す。これによると、本来返済義務のある学生がまだ返済していない負債総額が、年々増加していることが分かる。しかし、インタビューによれば、「そもそも高等教育費用は無料化して政府が負担すべきという考えに基づけば、本来政府が賄うべきところをローンという仕組みにしたということであり、学生からの返済が無くても特に問題視すべきではない。」という考え議論もあるようである。

表7-14 HELP負債残高別 ローン債務人数

ローン残高	人数
～\$1,000	49,108
\$1,000.01～\$2,000	69,788
\$2,000.01～\$4,000	142,503
\$4,000.01～\$6,000	138,895
\$6,000.01～\$8,000	131,262
\$8,000.01～\$10,000	103,680
\$10,000.01～\$12,000	103,151
\$12,000.01～\$14,000	107,839
\$14,000.01～\$16,000	96,388
\$16,000.01～\$18,000	85,208
\$18,000.01～\$20,000	64,380
\$20,000.01～\$30,000	166,941
\$30,000.01～\$40,000	39,528
\$40,000.01～\$50,000	10,406
\$50,000～	5,293

出典：DEEWR (2009d)

表7-15 HELP負債累積残高 (1989年度から2008年度)

年	自主的返済額(\$m)	税制を通じた強制的返済額(\$m)	累積HECS/HELP負債残高(\$m)	返済見込みのない負債残高(\$m)	HELP総負債残高割合(%)
1988-1989	1	9	216	N/A	N/A
1989-1990	2	28	673	N/A	N/A
1990-1991	6	49	1,190	N/A	N/A
1991-1992	12	57	1,749	N/A	N/A
1992-1993	11	72	2,321	386	16.6%
1993-1994	19	133	2,932	438	14.9%
1994-1995	16	169	3,354	541	16.1%
1995-1996	32	218	3,958	687	17.4%
1996-1997	58	262	4,504	607	13.5%
1997-1998	67	472	4,922	700	14.2%
1998-1999	72	297	5,526	953	17.2%
1999-2000	80	532	6,229	1,124	18.0%
2000-2001	97	586	7,162	1,397	19.5%
2001-2002	134	612	8,104	1,723	21.3%
2002-2003	137	638	9,164	2,019	22.2%
2003-2004	156	701	10,185	2,055	20.2%
2004-2005	193	666	11,371	2,166	19.0%
2005-2006	137	800	12,779	2,496	19.5%
2006-2007	158	921	14,425	2,964	20.5%
2007-2008	184	1,158	16,113	3,698	22.9%
2008-2009	196	1,286	18,052	4,258	23.6%

出典：DEEWR (2009d)

5-2 財務データの比較分析

5-2-1 2008年度財務データ

2008年は世界的景気後退の影響を受け、高等教育セクターにおける純投資収益が著しく減少した。投資規模や投資対象により、各大学が被った影響の大きさはさまざまであるが、セクター全体で見ると2007年度には投資純利益が6億4,900万ドルであったのに対し、2008年度は5億9,500万ドルの投資純損失となっている。最も影響が大きかったのは、Group of 8 (Go8) 大学であり、2007年度の6億4,800万ドルの投資純利益から一転し、2008年度は5億8,500万ドルの投資純損失となった。もちろん、多くの大学は長期的視点に立ち投資計画を練るため、将来的な投資資産の価値回収は期待されるであろう。また、2008年1月には、タスマニア大学によるオーストラリア海軍学校の合併が行われ、全ての資産がタスマニア大学に移転した。従って、2008年度のオーストラリア海軍学校の財務データは全てタスマニア大学のデータに含まれることとなる。

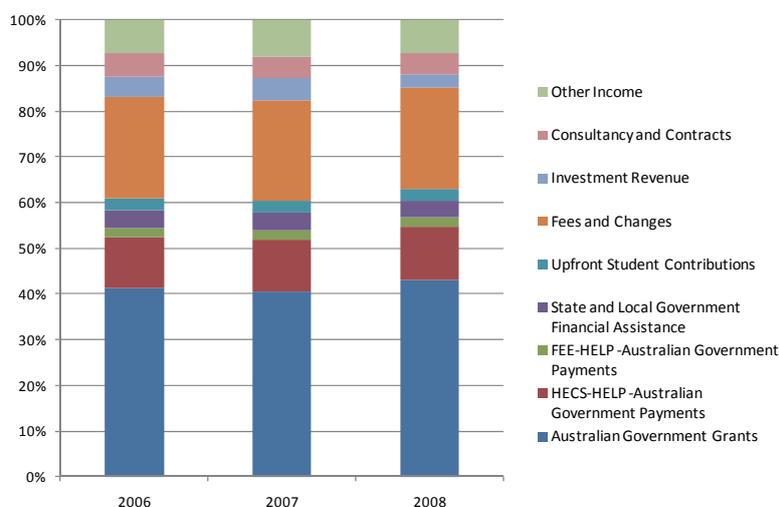
以下では、2008年度の高等教育機関（Higher Education Providers : HEPs）の財務データを概観した上で、州別・大学別・大学特性別の比較分析を行う。データは、HESA2003の表Aの全大学に表Bのノートルダム大学を加えた合計39HEPsである。

5-2-2 HEPsの財務データ概要

5-2-2-1 HEPsの経常収益構成

2008年度、39HEPsの収益総額は190億ドルであった。オーストラリア連邦政府からの収益総額は全体の約57%にあたる108億ドルであり、補助金が全体の43.1%（82億ドル）を、HECS-HELPとFEE-HELPの連邦政府による支払金合計が全体の約14%（26億ドル）を占めている。学生の授業料収益は全体の約22%（42億ドル）であり、残りは、州・地方政府からの財源援助が3.8%（7億ドル）、学生が負担する学生貢献分の前納額収益が2.5%（5億ドル）、投資収益が2.5%（5億ドル）となっている。2007年度から2008年度にかけて、連邦政府補助金の占める割合が3%ほど増加していることが確認できる。

図 7-4 HEPsの収益構成



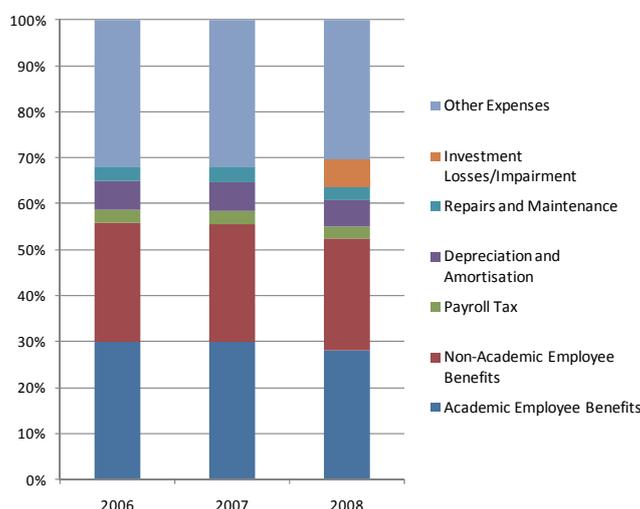
出典:DEEWR (2007, 2008c, 2009c)

5-2-2-2 HEPs の費用構成

2008年度、39HEPsの費用総額は186億ドルであった。内訳を見ると、全体の28%（52億ドル）が教員の給与に充てられている。続いて、教員以外のスタッフに対する給与が全体の24%（45億ドル）を占める。残りは、税金が2.6%、減価償却費が5.7%、修復維持費が2.9%となっている。なお、2008年度においてのみ「その他の費用」項目から「投資損失」のデータが抽出されており、投資損失額は全体の6.0%にあたる11億ドルとなっている。

2006年度からの費用構成の傾向を見ると、費用構成はそれほど大きな変化なく推移している。ただ、教員への給与費用割合は2006年度、2007年度と30%台で推移してきたが、2008年度は28%と、若干ではあるが2%の減少が見られる。同様に、教員以外のスタッフへの給与費用割合も2006年度、2007年度は26%であったが、2008年度は24%と2%の減少が見られる。また、2008年度は投資損失による影響も目立って大きいことが指摘される。

図7-5 HEPsの費用構成



出典:DEEWR (2007, 2008c, 2009c)

5-2-2-3 HEPs の資産構成

2008年度、39HEPsの資産総額は441億ドルであった。資産構成の内訳は、自由保有建造物が全体の42%、土地が12%を占め、債権保有が11.4%、投資が12.7%、現金保有が6.1%となっている。2006年度からの傾向を見ると、債権保有割合が2%ほど増加している一方で、投資が4%ほど減少している。自由保有の建造物や土地に関しては、この3年間でほとんど変化は見られない。

5-2-2-4 HEPs の負債構成

2008年度、39HEPsの負債総額は\$112億ドルであった。負債構成の内訳は、引当金(Provisions)が全体の65.8%（73億ドル）と大部分を占めており、借入債務が13.2%（15億ドル）、買掛金債務(Payables)が10.8%（12億ドル）となっている。2007年度に少し構成の変化があったが、2008年度は、2006年度と同様となっている。

5-2-2-5 HEPsの純資産構成

2008年度、39HEPsの純資産総額は329億ドルであった。2006年、2007年は売却可能資産積立金の占める割合が3%で推移していたが、2008年度には0.1%とほぼゼロになった。

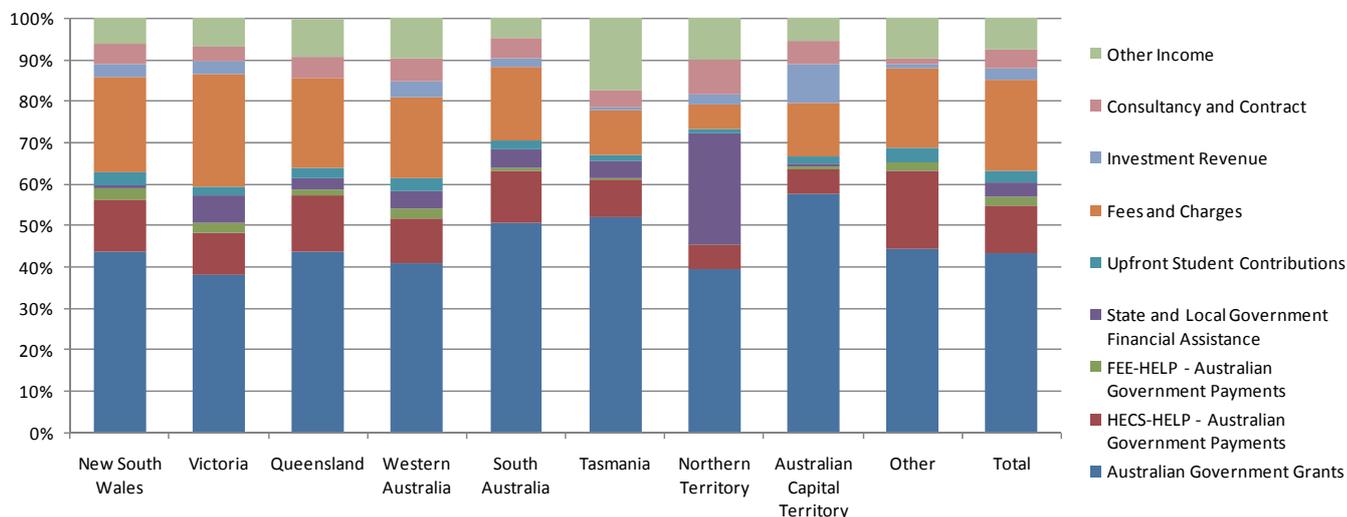
5-2-3 設置者別の財務データ比較分析

5-2-3-1 州・準州別

ー収益構成比較

2008年度の39HEPsの収益構成を州・準州別に整理し、比較したものである。これを見ると、地域によって財源構成に違いが見られ、幾つか興味深い点が指摘できる。授業料や入学金収益に関しては、大学の規模や地域人口などにより違いが生まれていることが予想される。ヴィクトリア州は比較的その割合が高く、北部準州やタスマニア州では低くなっていることが分かる。この格差を埋めるように、連邦政府や州・地方からの補助金が配られていることがうかがわれる。ヴィクトリア州や西オーストラリア州、北部準州はその割合が比較的低い一方、南オーストラリア州やタスマニア州、ACTは比較的高い傾向にあり、連邦政府補助金に依存している部分が多いと言える。ACTには国内唯一の国立大学であるオーストラリア国立大学（ANU）が存在するため、連邦政府からの補助金割合も高くなっていると予想される。州・地方政府からの財源援助割合に関しては、準州という特殊な地域ということもあり北部準州が目立って大きい。他方、ニューサウスウェールズ州やACTについては、州・地方政府への財源依存はほとんど見られない。また、2008年度の投資収益に関してはATCが高くなっている。

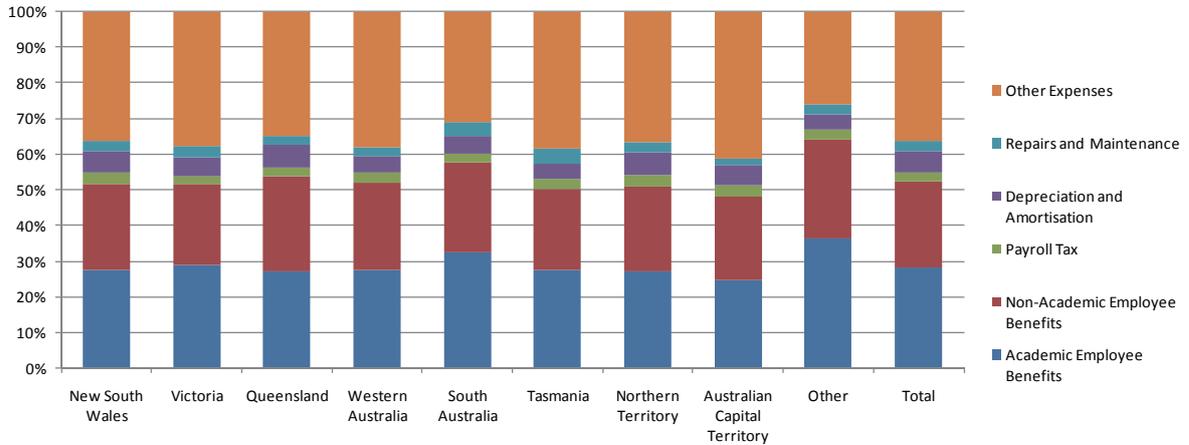
図 7-6 州別収益構成



ー費用構成比較

収益構成と同様に、州・準州別の費用構成を比較分析したところ、地域による差はそれほど確認されなかった。連邦政府が収益格差を埋めているため、費用において地域格差が起きていないと思われる。敢えて述べるならば、南オーストラリア州における教員への給与費用割合が、他の地域よりも若干高くなっている。

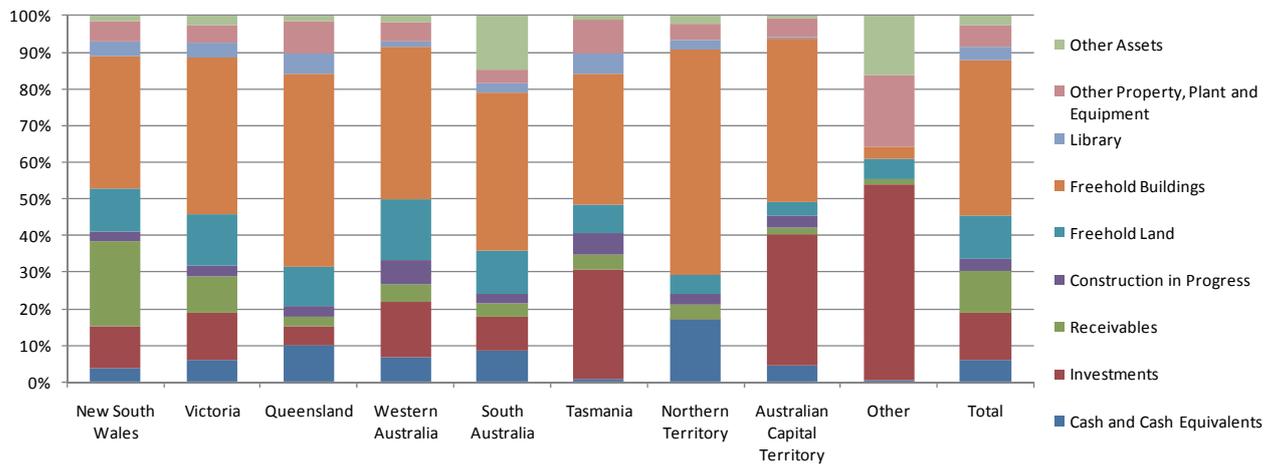
図 7-7 州別費用構成



一 資産構成比較

州・準州別の資産構成を比較したものである。これを見ると、投資資産に関して、タスマニア州と ACT における割合が非常に大きいことが分かる。前述のように、ACT にはオーストラリア国立大学があり、そこでの投資が多くなっていると考えられる。逆にクィーンズランド州では投資資産の割合は低い。自由保有建造物に関しては、とりわけ北部準州における割合が高くなっている。これらの大部分は、地方政府からの資金を財源に建設されていると考えられる。その他の資産項目については、ニューサウスウェールズ州で債権保有率が高いこと、クィーンズランド州や北部準州では現金保有率が比較的高いことが指摘できる。

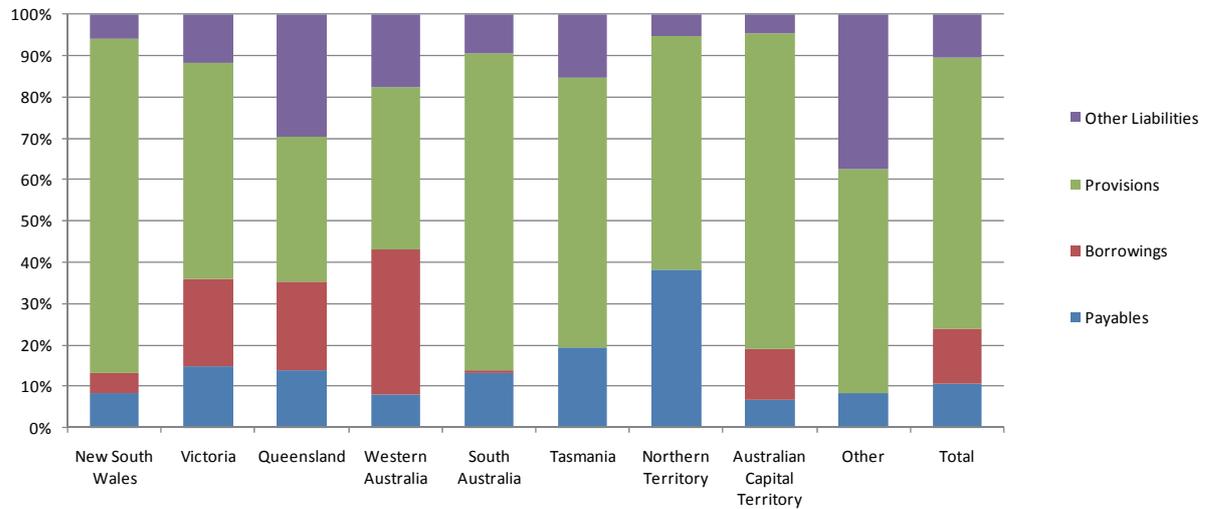
図 7-8 州別資産構成



一 負債構成比較

次に、負債構成を比較する。西オーストラリア州やヴィクトリア州、クィーンズランド州などの比較的豊かなところは、収益も多い代わりに借入負債も多くなっていることが窺える。タスマニア州や北部準州においては、借入負債はゼロである。

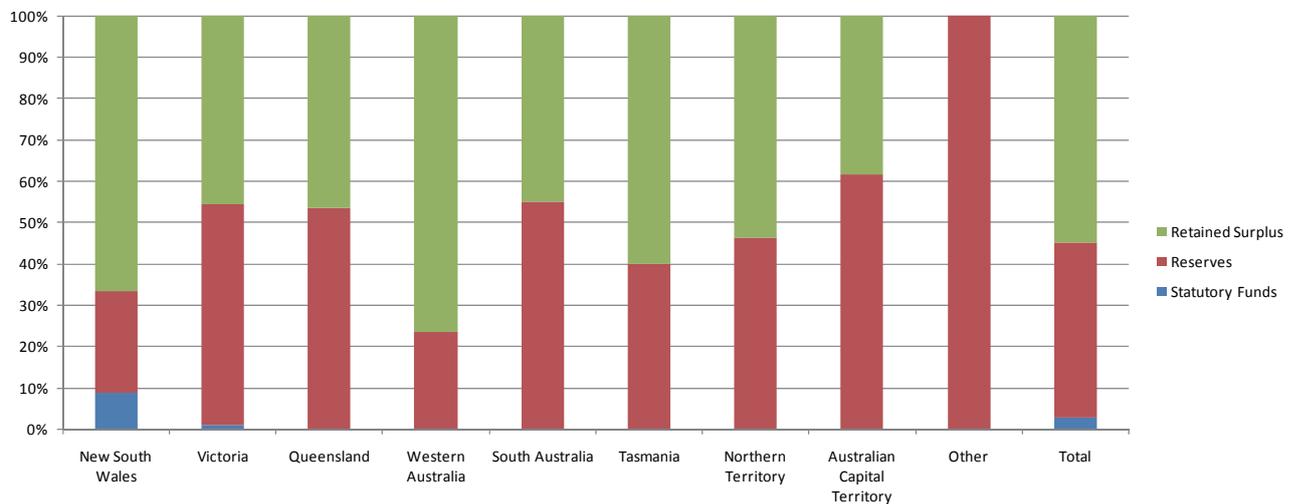
図 7-9 州別負債構成



一純資産構成比較

最後に、純資産構成を比較する。ヴィクトリア州、クィーンズランド州、南オーストラリア州、ACT ではリザーブが比較的多い一方、西オーストラリア州やニューサウスウェールズ州では非常に少なくなっている。

図 7-10 州別純資産構成



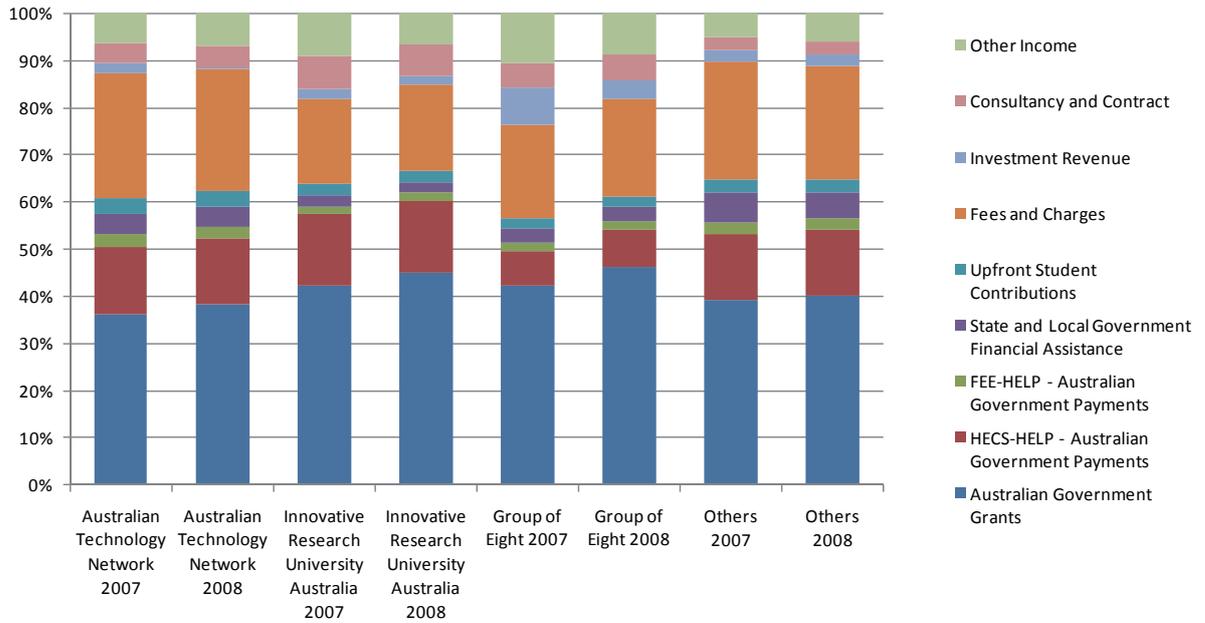
5-2-3-2 大学特性格

一収益構成比較

ここでは、オーストラリアの大学をその特性に応じて4つのグループに分け、2007・2008年度の財政構造を比較する。4つのグループとは、Group of 8 (Go8)、Australian Technology Network (ATN：工科系大学)、Innovative Research University Australia (IRUA：研究重視型大学)、その他 (Others) である。まず、グループごとの収益構成を比較する。G8 については、

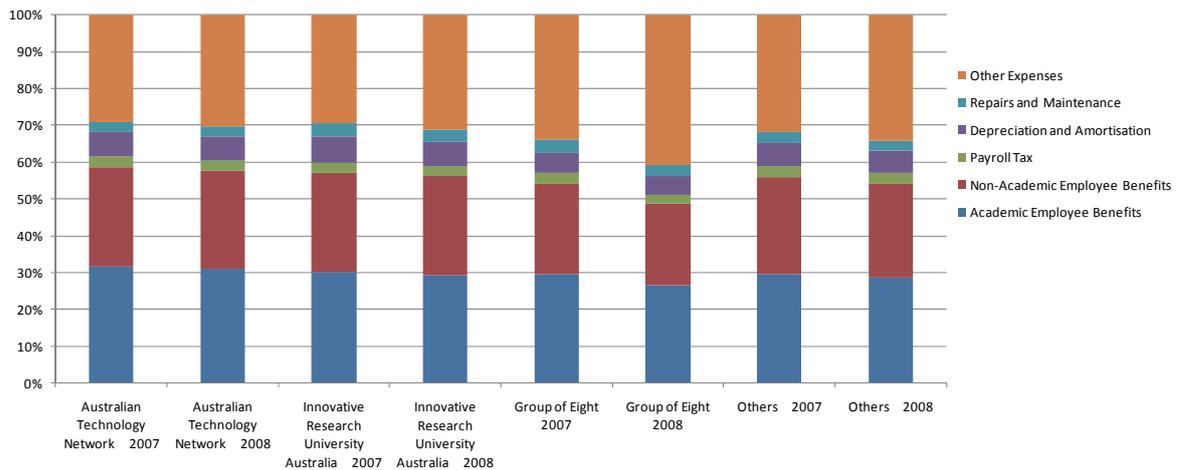
他と比べて投資収益が多く、HECS-HELPの連邦政府支払金は比較的少ないことが言える。ATNについては、G8やIRUAと比べて授業料収益の占める割合が高めである。どのグループにおいても、2008年度は前年より連邦政府からの補助金割合が増加していることが確認できる。また、2008年度は投資収益の減少が指摘されているが、ATNやG8においてその傾向が見られる。

図7-11 大学特性格別収益構成



一費用構成比較

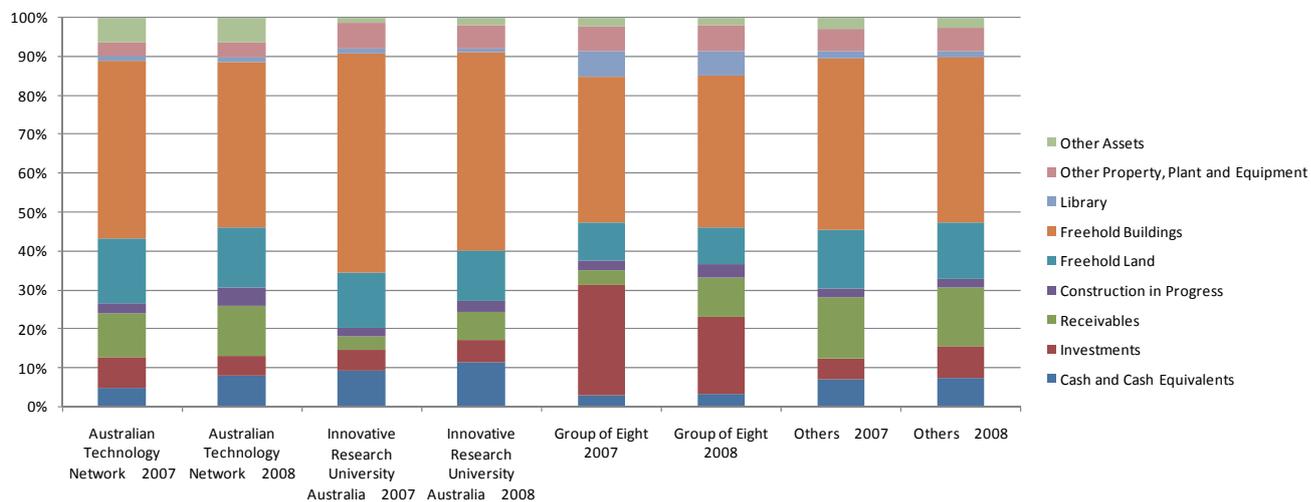
図7-12 大学特性格別費用構成



一資産構成比較

次に資産構成比較であるが、Go8 における投資資産・図書館の割合の高さが目立つ。

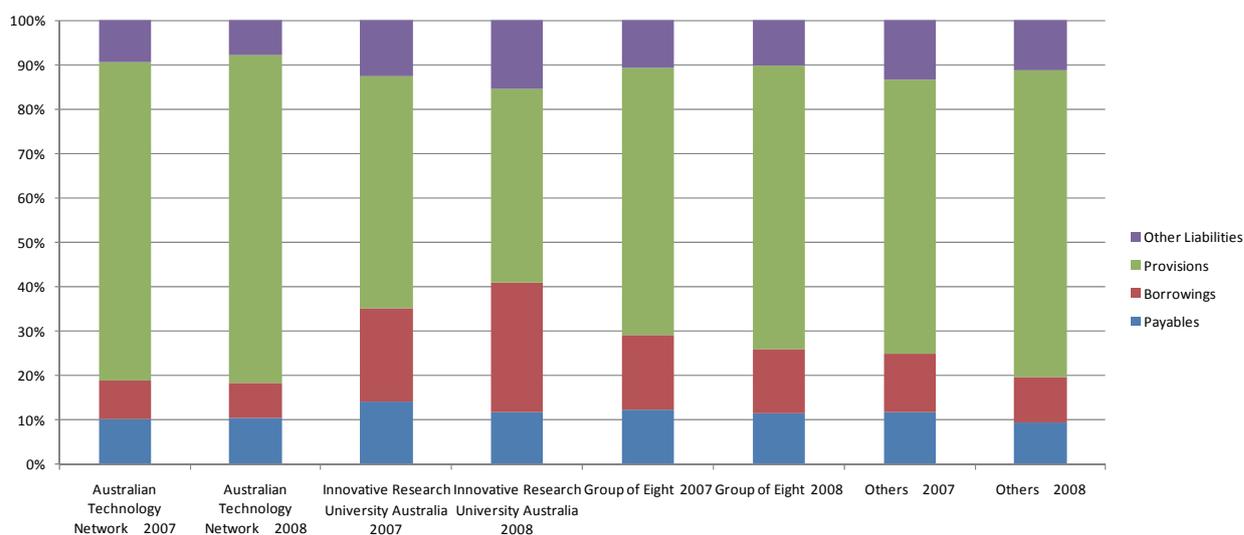
図 7-13 大学特性別資産構成



一負債構成比較

IRUA において借入負債の割合が高くなっている。特に 2008 年度は前年比増加傾向にある。買掛債務はどのグループでも 10%ほどで同水準であり、引当金は ATN で多めである。

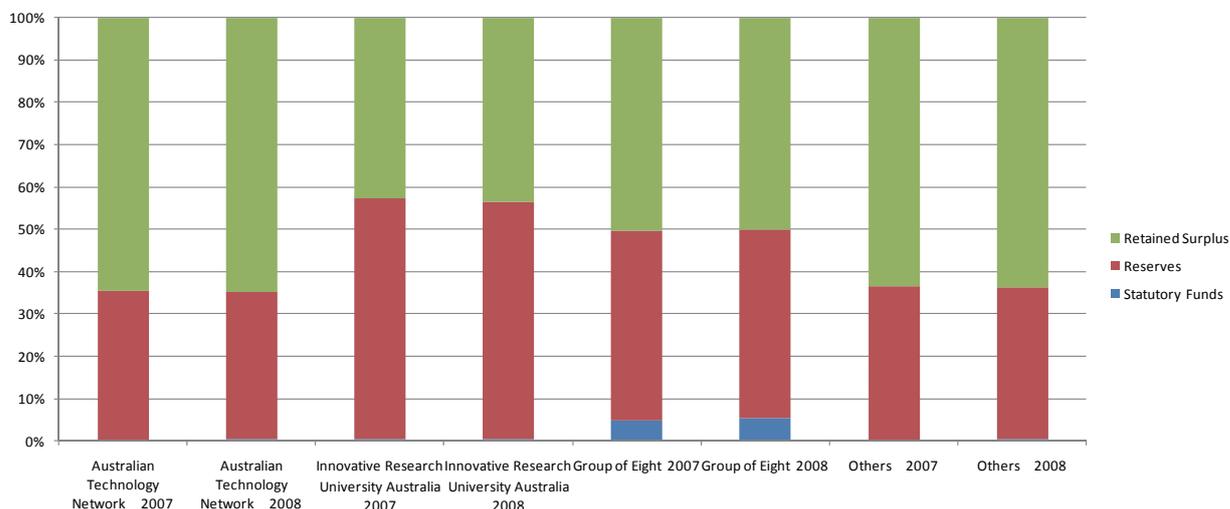
図 7-14 大学特性別負債構成



一純資産構成比較

IRUA でリザーブの割合が高い。

図 7-15 大学特性別純資産構成

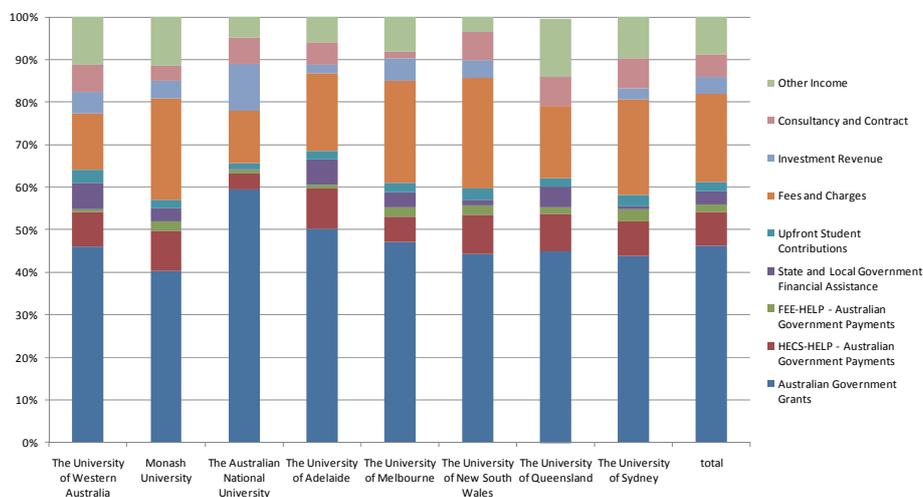


5-2-3-3 主要大学別 (Go8)

一収益構成比較

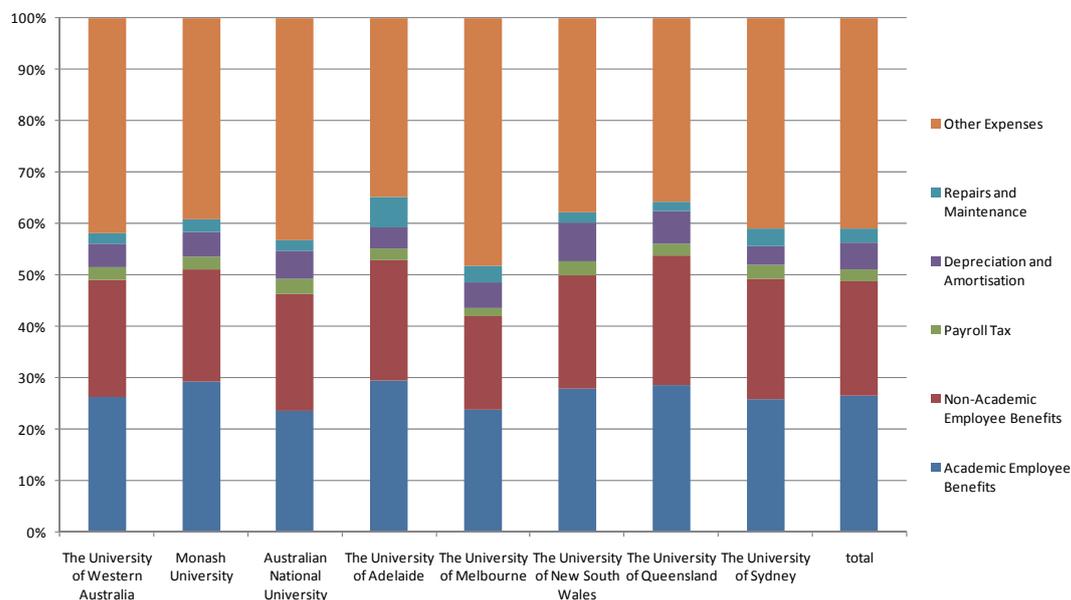
以下、Go8 について 2008 年度の収益構成を比較する。連邦政府からの補助金割合は、モナシュ大学で低く、ANU で特に高いことが分かる。やはり連邦立である ANU には連邦政府からの補助金が多くなっている。一方、州・地方政府からの支援資金が多いのは、西オーストラリア大学、アデレード大学、クィーンズランド大学である。投資収益が特に多いのは ANU で、クィーンズランド大学は 2008 年度に関してはマイナス収益となっている。その他、授業料収益は ANU や西オーストラリア大学で比較的少ないことなどが指摘できる。

図 7-16 主要大学別 (Go8) 収益構成 (2008 年度)



一費用構成比較

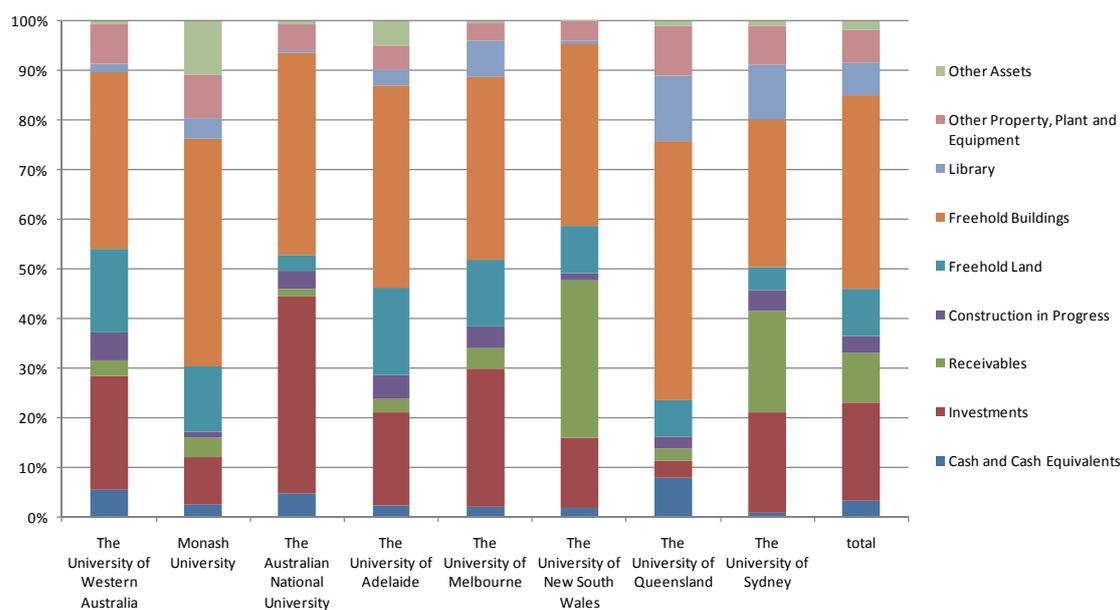
図 7-17 主要大学別 (Go8) 費用構成 (2008 年度)



一資産構成比較

2008年度の資産構成を見ても、やはり ANU で投資収益の割合が非常に高くなっている。クィーンズランド大学では投資収益が目立って低い一方、図書館や現金保有率の占める割合が他と比較して高くなっている。債権保有率が高いのはニューザウスウェールズ大学、シドニー大学である。

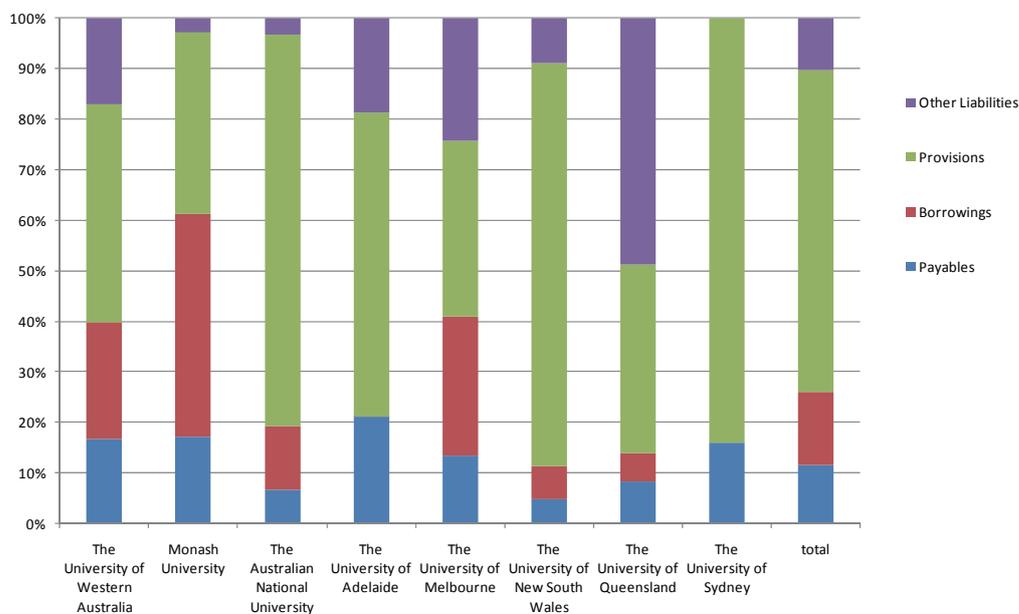
図 7-18 主要大学別 (Go8) 資産構成 (2008 年度)



一 負債構成比較

借入負債が多いのは、モナシュ大学やメルボルン大学、西オーストラリア大学である。これら、リスクを取りながら多角経営を行っている大学で多くなっていると考えられる。

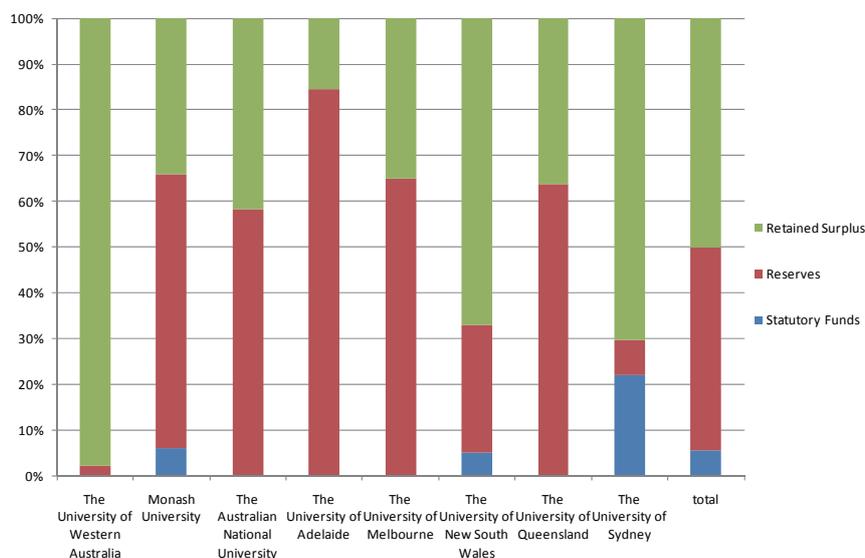
図 7-19 主要大学別 (Go8) 負債構成 (2008 年度)



一 純資産構成比較

リザーブに関して言えば、アデレード大学で非常に多い一方、西オーストラリア大学やシドニー大学では非常に少ない。

図 7-20 主要大学別 (Go8) 純資産構成 (2008 年度)



6. 新政権における高等教育政策の方針

6-1 概要

2007年12月に発足した労働党政権（ケヴィン・ラッド（Kevin Michael Rudd）首相）は、2008年3月に専門家による「オーストラリア高等教育見直し（Review of Australian Higher Education）会議」を発足させ、同年12月に最終報告書『「オーストラリアの高等教育の見直し（Review of Australian Higher Education）」が専門家会議から政府に提出された。この報告書は、専門家会議の議長を務めたデニス・ブラッドリー（Denise Bradley）教授の名前をとって、『ブラッドリー・レビュー』あるいは『ブラッドリー報告』と呼ばれている。

この報告で指摘されたオーストラリアの高等教育の問題点に対して、教育雇用労働関係省（DEEWR）は2009年に政策文書『オーストラリア高等教育制度の変革』（Transforming Australia's Higher Education System）を発表し、現在制度改革が進行している。

6-2 主な施策と予算

では、『オーストラリア高等教育制度の変革』に従って現在進行中の改革がどのような柱から成り立っているか。既述（第4節）の統制システムの説明と話が重なるが、以下に簡単に紹介する。

◆主な方針と財源措置（2009年度～）

- ・低社会経済層出身者に対する高等教育参加への支援（4億3,300万ドル／4年）
- ・連邦組織による大学の質保証と規制（5,700万ドル／4年）
- ・新しい業績ファンディング（2億600万ドル／4年）
- ・需要主導型の高等教育資格授与制度（4億9,100万ドル／4年）
- ・教育・看護学領域でのHELPローン返済減額／学生貢献増額（8,300万ドル／4年・3,300万ドル／4年）
- ・OS-HELPローン手数料の撤廃（1,700万ドル／4年）
- ・物価調整（5億7,800万ドル／3年）
- ・Excellence in Research for Australia（ERA）（3,600万ドル／4年）
- ・インフラ投資（30億ドル／4年）

6-2-1 低社会経済層出身者に対する高等教育参加への支援

ラッド政権は、2020年までの10年間で低社会経済層からの高等教育参加を20%引き上げることを目標としている。オーストラリアの歴史上、高等教育に参加している低社会経済層出身者の割合は低いまま推移してきた。現状では、低社会経済層出身の学生割合は、そうでない学生の約3分の1ほどである。国内生産性を高め、また社会的結束力を強めるためにも、オーストラリアはこれらの人々にも高等教育を受ける機会を等しく付与する必要があると認識している。新政権は、今後4年間で合計4億3,300万ドルの財源を確保し、これら社会経済的に恵まれない人々の高等教育への参加を支援するとしている。

6-2-2 連邦組織による大学の質保証と規制

新政権は、今後4年間で合計5,700万ドルの財源を確保し、大学の規制と質保証を統括する

新たな連邦政府組織である第三次教育品質・基準機関（TEQSA）を創設する方針である。AUQA による外部品質監査が存在するものの、現行の高等教育質保証は各州・準州により基準がさまざま、複雑かつ統一性に欠け、結果として改善活動における非効率性を生んでいるとする。これに対して新設される TEQSA は、大学の規制や質保証において連邦統一の基準を策定し、各大学が基準を満たしているのかどうかを厳しく監査する。つまり、オーストラリア全体としての高等教育システムの品質保証機関として機能することになる。なお、TEQSA 設立が発想された背景には、新政権で打ち出されている学生定員の撤廃（6-2-4 参照）という改革方針が、教育の質を著しく下げる可能性を孕んでいるという懸念があるため、質低下を厳格に牽制できる監査機関の存在が不可欠とされたことがある。

TEQSA の新設には以下のようなメリットが挙げられている。まず国内外の学生にとっては、大学や専攻を選択する際の情報が質・量ともに充実する。大学にとっては、学生の教育成果をより明確に実証でき、またよりスリム化された規制環境の中でのパフォーマンスが期待できる。また納税者にとっては、高等教育への税金投入の効果を客観的に把握できるとされる。

6-2-3 新しい業績ファンディング

前述のように、現行の学習教育業績資金（LTPF）は新政権では廃止されることが決まっており、2012 年からは新たな業績ファンディング・システムが導入される。詳細はまだ議論の段階であるが、主な方向性は以下のようになっている。各大学は連邦政府との間で、教育や研究の質的強化に向けた実績目標を取り決め、ミッション・ベースト・コンパクトと呼ばれる協定を締結する。そして、設定目標を実際に達成した大学に対して財源措置が取られるというシステムである。この新たな業績ファンディング・システムにより、連邦政府は各大学との相互関係を強め、資金獲得という大学側のインセンティブを利用した教育環境の発展と改善を見込んでいる。2010 年に連邦政府は具体的な実績評価指標の策定を開始し、2012 年には 1 億 3,500 万ドルがこのシステムを通して対象大学にファンディングされる予定である。

6-2-4 需要主導型の高等教育資格授与制度

2012 年から各大学は、学生需要をベースに設定した定員枠に応じて財源措置を受けることとなる。連邦政府は 2009 年から 2012 年の 4 年間で、政府支援枠に 4 億 9,100 万ドルの追加財源措置を取るとしている。それに伴い、政府支援学生にとってはフルタイムで 7 年間という期限付きの学生資格である現行の SLE システムは見直され、各大学が入学定員枠の上限を撤廃する 2012 年以降、SLE は廃止される。

6-2-5 教育・看護学領域での HELP ローンの減額措置／学生貢献分増額

ラッド政権は今後 4 年間で 8,300 万ドルを投じ、教育・看護学領域にも HECS-HELP Benefit を適用するとしている。2009 年 2 学期以降に教育・看護学コースに入学した学生は、卒業後に各領域で雇用された場合、毎年 HELP ローン減額を申請することが出来る。2009 年度では最大 \$1,536 の HELP ローン減額が可能である。ただし減額措置の適用は、雇用期間中において生涯で最大 260 週（5 年間）に限られる。

一方、教育学・看護学コースにおける学生貢献分は増額され、2010 年 1 月より学生貢献範囲額の区分が、これまでの国家優先分野から区分 1（バンド 1）に変更される。学生貢献分の増

額は同時に、HECS-HELP を通じた連邦政府による学生支援の増額を意味するため、政府は今後 4 年間で 3,300 万ドルを新たに投じて対応するとしている。一連の措置は教育学・看護学コースで学ぶ学生の負担額を増やすことになるが、彼らが卒業後に当該領域において就職し HELP ローンの前減額を申請すれば、この追加的な支払分は埋め合わせることが可能となる。

一例を挙げる。2010 年から、教育学もしくは看護学コースに入学する学生がいるとする。学生貢献分は増額されているので、学生は 3 年間の課程でおよそ \$3,500 を負担することになるが、HECS-HELP ローンを組んで負担額を後払いすることも出来る。卒業後、教員もしくは看護師として働き始め、所得がローン返済水準額 まで到達した場合、この学生は HELP ローンの前減額措置を申請出来る。仮に教員もしくは看護師としての年間所得が \$50,000 であれば、ローン返済は \$2,250 から \$2,700 減額される。適用上限の 260 週分をフルで申請すれば、\$7,500 以上の減額が可能となる。

6-2-6 OS-HELP ローン手数料の撤廃

2010 年 1 月、OS-HELP ローンを組む際に必要であった 20% の手数料は廃止された。従って、上限額の \$5,523 でローン申請したとしても約 \$1,100 を節約できることになる。政府はこの措置に 1,700 万ドルを配分している。手数料撤廃が政府支援学生の海外留学へのインセンティブを高めると期待されている。

7. 日本とオーストラリアの対照性

最後にオーストラリアの高等教育における政府—機関間ガバナンスと、日本のガバナンスを比較してみると、次のような統制システムの対照性がみられる。

まず、日本のガバナンスは法令で出来るだけ細かいところまで定め、さらに法令で定めきれなかった部分については、すべて政府との事後協議事項とし、即座に機関の裁量には付されることはない。つまり、すべてを縛ってから、問題のないところを解いていく手順をとる。それに対して、オーストラリアは、概して機関の裁量でまず進め、問題が出たら協議をして取り決めや規制機関を作っていくという逆の方向性が垣間見える。つまり、最適な点を目指して正反対の端点からアプローチしているようなものである。日本にとっては、海外の一国家が対照実験をしてくれているようなものであり、オーストラリアの成功と失敗は、日本にとって活かすべきものといえる。

また、オーストラリア国内での「連邦の政策」と「機関の戦略」の対照性も興味深い。新しい労働党政権は、徹底した平等主義的政策で国民の高等教育に対するアクセスを改善しようとしているが、高等教育機関側は、政策メニューの都合の良いところだけをみて、自身の教育あるいは研究力の底上げを狙っている。具体的には、研究指向の大学は、間接経費の積み増しなど研究資金の拡充が行われる点に着目して、その獲得に動いているが、定員が撤廃される学部生の拡大には慎重である（むしろ減らそうとしている）。逆に教育指向の大学は、定員撤廃とともに学部学生を拡大し、政府資金を大きく呼び込もうとしている。

この同床異夢は、財政的な持続可能性に疑問符のつく総花的な政策メニューから生じており、早晚方向性を一つに絞る必要が出てくるものと予想される。

<参考文献>

- 赤井伸郎・田中秀明 2007, 『オーストラリアの高等教育改革についての調査出張報告』.
- 伊藤りさ 2005, 「オーストラリアにおける高等教育費用負担制度の最近の動向」『レファレンス』国立国会図書館調査立法考査局, 2005-11, pp.113-121.
- Australian Qualification Framework (AQF) 2007, *Australian Qualifications Framework Implementation Handbook*, 4th Edition.
- Bradley, Denise, Noonan, Peter, Nugent, Helen and Scales, Bill 2008, *Review of Australian Higher Education Final Report*, Department of Education, Employment and Workplace Relations (DEEWR).
- Department of Education, Employment and Workplace Relations (DEEWR) 2007, *Finance 2006 Financial Reports of Higher Education Providers*.
- 2008a, *Annual Report 2007-08*.
- 2008b, An Evaluation of the Learning and Teaching Performance Fund.
- 2008c, *Finance 2007 Financial Reports of Higher Education Providers*.
- 2008d, *Higher Education Report 2007*.
- 2009a, *Annual Report 2008-09*.
- 2009b, *Commonwealth Grant Scheme Guidelines No. 1*.
- 2009c, *Finance 2008 Financial Reports of Higher Education Providers*.
- 2009d, *Higher Education Report 2008*.
- 2009e, *Transforming Australian Higher Education System*.
Department of Education, Employment and Workplace Relations (DEEWR) and Department of Innovation, Industry, Science and Research (DIISR) 2009a, *Institutional Assessment Framework Information Collection 2009*.
- 2009b, *Mission-Based Compacts for Universities A Framework for Discussion*.
Department of Education, Employment and Workplace Relations (DEEWR), Department of Innovation, Industry, Science and Research (DIISR) and Australian National University (ANU) 2009, *Interim Agreement for Mission-Based Compacts for the Period: 1 January 2010-31 December 2010*.
- Department of Education, Science and Technology (DEST) 2007, *OECD Thematic Review of Tertiary Education Country Background Report Australia*.
- Group of Eight (Go8) 2009, *Compacts Putting them to work in a student-driven higher education context*.
- Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs (MCEETYA) 2007a, *National Protocols for Higher Education Approval Processes as approved by MCEETYA October 2007*.
- 2007b, *National Guidelines for Higher Education Approval Processes Guidelines for Establishing Australian Universities as approved by MCEETYA October 2007*.

<注>

¹1987年に第三次労働党内閣は、雇用教育訓練省 (Department of Employment Education and Training, DETT) を従来の教育省に替えて設立し、雇用教育訓練大臣 J.S. ドーキンスは同年に『緑書』(Higher Education: a policy discussion paper)、翌年に『白書』(Higher education: a policy statement) を発表した。この両政策文書にもとづいて行われた通称「ドーキンス改革」には、(1)高等教育カレッジと

大学の二元制の解体、HECS の導入、NPM にもとづく民間経営手法の高等教育への導入などが含まれる。二元制の解体は、1992 年継続・高等教育法にもとづいて英国がポリテクニクを大学に昇格した政策と類似点が認められるが、英国が機関の単位を変えずに単純にステータスを転換したのに対し、オーストラリアは大胆な機関間の再編を行い、機関数を半減した点で大きな相違点がある。